

第7回 総務文教委員会記録

1 日 時 平成30年12月12日(水) 午前9時59分 開会

2 場 所 議会委員会室

3 出席委員 5名

委 員 長 宮 澤 一 照

副 委 員 長 阿 部 幸 夫

委 員 佐 藤 栄 一

委 員 村 越 洋 一

〃 霜 鳥 榮 之

4 欠席委員 1名

委 員 横 尾 祐 子

5 欠 員 0名

6 職務出席者 1名

議 長 植 木 茂

7 説明員 12名

市 長 入 村 明

総 務 課 長 久 保 田 哲 夫

危 機 管 理 室 長 丸 山 豊 (所管事務調査から)

防 災 係 長 田 中 宏 顕 (所管事務調査から)

財 務 課 長 平 井 智 子

教 育 長 小 林 啓 一

こども教育課長補佐 松 橋 守

幼 児 教 育 係 長 上 田 かおり (所管事務調査から)

こども教育課主査 丸 山 裕 治 (所管事務調査から)

生 涯 学 習 課 長 山 本 毅

健康スポーツ振興室長 余 野 等 (所管事務調査から)

ス ポー ツ 振 興 係 長 片 幸 紀 (所管事務調査から)

8 事務局員 3名

局 長 岩 澤 正 明

係 長 堀 川 誠

主 査 道 下 啓 子

9 件 名

議案第90号 妙高市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例議定について

議案第91号 妙高市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例議定について

議案第92号 妙高市スポーツ等合宿の郷づくり推進条例の一部を改正する条例議定について

議案第95号 指定管理者の指定について (卯の花児童遊園、藤塚児童遊園、美守児童遊園、美守東児童遊園及び妙高市大崎町ふれあい広場)

議案第96号 指定管理者の指定について (新井総合公園体育館)

議案第97号 指定管理者の指定について (矢代コミュニティスポーツセンター)

議案第101号 平成30年度新潟県妙高市一般会計補正予算 (第7号)

10 所管事務調査

霜鳥榮之委員

1 統合園（第三・斐太南・矢代）整備について

○委員長（宮澤一照） ただいまから総務文教委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

議案第90号、議案第92号の条例関係3件、議案第95号から議案第97号の指定管理者の指定3件、議案第101号の所管事項の補正予算1件の合計7件であります。

議案第90号 妙高市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例議定について

○委員長（宮澤一照） 最初に、議案第90号 妙高市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（久保田哲夫） ただいま議題となりました議案第90号 妙高市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例議定について御説明申し上げます。

本案は、公職選挙法の改正により、市議会議員の選挙運動用ビラの頒布が解禁され、1候補につき4000枚を頒布できることになることに伴い、選挙運動用ビラの作成を公費で負担する対象に市議会議員選挙の候補者を加えるため、条例を改正するものであります。なお、公営単価につきましては、公職選挙法施行令の規定に基づき市長選挙の候補者と同様1枚当たり7円51銭で、施行日につきましては、改正法の施行日にあわせて平成31年3月1日とするものでございます。

以上、議案第90号につきまして御説明申し上げましたが、よろしく御審査の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（宮澤一照） これより議案第90号に対する質疑を行います。

佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 今説明で4000枚という枚数の制限を言われたんですけど、これは4000枚範囲内だったら何種類もつくっていいのでしょうかね。

○委員長（宮澤一照） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（久保田哲夫） 今回公職選挙法の第142条が改正されて、市議会議員とほかの議員さんもつくれるようになったんですけども、2種類以内のビラで、枚数が合計で4000枚以内ということになっております。

○委員長（宮澤一照） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） あわせてサイズの指定というのはあるのでしょうか。

○委員長（宮澤一照） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（久保田哲夫） 今サイズちょっと具体的には数字手元にはないんですが、指定はございます。

○委員長（宮澤一照） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 市長選挙くらいだと、候補者は1人、2人、3人というぐらいなんで、事前のチェックのやり方ですね、非常にこれは多分結構きちんとやらなきゃいけないんじゃないかと思うんですが、選管のほうでの確

認の流れというのは、どのようになるのか、若干お聞かせ願えればと思うんですが。

○委員長（宮澤一照） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（久保田哲夫） まだ細かいところ承知していない部分があるんですけども、案を出していただいて、その中身書かなければいけないものとしたしましては、頒布の責任者ですとか、印刷者の氏名、住所等記載しなければならないという決めがございますので、そこら辺はチェックをさせていただくという格好になります。

○委員長（宮澤一照） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 多分今までのビラ見ても同じなんですけど、当日届け出をした後にシールをいただいて、それを各ビラに1枚ずつ張るとい形は同じなんでしょうか。

○委員長（宮澤一照） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（久保田哲夫） 同様でございます。

○委員長（宮澤一照） よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第90号 妙高市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例議定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） 御異議なしと認めます。

よって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

議案第91号 妙高市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例議定 について

○委員長（宮澤一照） 次に、議案第91号 妙高市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例議定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） ただいま議題となりました議案第91号 妙高市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例議定について御説明申し上げます。

まず、妙高市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正及び特別職の職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、人事院勧告等に準じての市議会議員及び特別職の期末手当の支給月数の改定でございます。

第1条と第3条では、平成30年12月支給分の期末手当の支給月数を0.05月分引き上げるものであり、平成30年12月1日に遡及して適用するものでございます。

第2条と第4条でございますが、12月分が多く配分されております期末手当の支給月数を平成31年度以降は6月と12月が均等となるよう改正するものでありまして、平成31年4月1日から施行するものでございます。

次に、妙高市一般職員の給与に関する条例の一部改正でございますが、民間給与の実態や地域の物価等民間との均衡を図るため、一般職の給料月額及び勤勉手当の支給月数を人事院勧告及び新潟県人事委員会勧告に準じて改正するものでございます。給与改定の主な内容は、一般職の給料について、民間との格差が生じております初任給を1500円引き上げるとともに、若年層に重点を置いた引き上げ改定を行うものでございます。

第5条でございますが、1点目は平成30年12月支給分の勤勉手当の支給月数について、一般職員と再任用職員ともに0.05月分引き上げる改正でありまして、平成30年12月1日に遡及して適用するものでございます。

2点目は、給料表の改正であります。平成30年4月1日に遡及して適用するものでございます。

第6条でございますが、ともに12月分に多く配分されている期末手当及び勤勉手当の支給月数を平成31年度以降は6月と12月が均等となるよう改正するものでございまして、平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第91号につきまして御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（宮澤一照） これより議案第91号に対する質疑を行います。

霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 給与改定の関係なんですけど、一般職といいますか、正規職員は4月にさかのぼってという形で今説明あったところですけども、正規職員はそういう形でいくんですけど、臨時的職員の対応というのは、どのようになりますか。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 臨時職員、パートさんですとか、臨時的任用職員さんの関係の賃金につきましては、今回の正規職員の給与改定、それから近隣の市とのバランス、それから県の最低賃金の引き上げ状況等も勘案いたしまして、平成31年度、来年度から改定を行う予定にしております。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） いつも私たちは述べていることでございますけども、不公平感といいますかね、以前にも議論があって、計算的なものであったり、ほかの自治体というのは理由の一つに上げられてはいるんですけども、正規が4月にさかのぼってということであったにしても、臨時職員とか、その他の職員ですね、31年度から、結局1年後追いということになるんですけども、決定されたその時点から以降というくらいなところに前向きに考える考えはあるかどうかですね、ほかとの関係もありますけども、やっぱり同じ仕事をしていながら、そこで差がつけられる、4月にさかのぼるのは無理としても、決定以降の月については、その時点でもって対応するというような考えというのはどうなのか、改めてお伺いをいたします。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 毎議会で議論になっておる点なんでございますけれども、臨時職員の皆さんは、年度途中でおやめになったりとか、いろいろ動きがあったりするというのがありまして、県下の20市の状況も調べてはいるんですけども、ほとんどが翌年度という格好で対応させていただいております。ただ、議員さんおっしゃるのもごもつともな部分でございます。今非常勤職員の雇用の形態というのが全国的にまちまちということで、問題になっておりました。国のほうでは平成32年から会計年度任用職員という仕組みを動かすということで、今下準備を始めてはいるんですけども、臨時的任用職員というのが例えば産休ですとか、育休ですとかというのに厳密にやると、それから非常勤特別職ということで、雇用させていただいている職もあるんですけども、それもある程度専門的な職に限定をします。それ以外の非常勤につきましては、パートさんも含めて会計年度任用職員ということで動く。賃金ですとか、労働条件の面でも改善するというような改正が行われる予定になっておりますので、その時点にあわせて

見直しをしてまいりたいというふうを考えております。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 臨時的なということでもって、職員そのものだって必要として採用して仕事してもらっているわけですね。32年度からそういう方向でということなんですが、全国的な動向でもって、やっぱりそういう形でもって働いている人にそれなりきの対応をするという、これはもっともな話なわけですね、ぜひそのところは早目対応といいますかね、そういうことでもって、これは全国の市長会とかでもってそういう話は出ているのか、これから市長会でもそれはきちんとしていくとかという、そういう考え方は市長どうですか。

○委員長（宮澤一照） 入村市長。

○市長（入村 明） 市長会では、今のところそういう具体的なことはないというふうに記憶しております。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 今言ったようにね、必要として採用しているわけだね、必要のない人が来ているというわけじゃなくて、本当に専門職も今ありましたけども、そういうことで言っているながら、そこで差別するというのは好ましくない形だと思いますんで、市長のほうからもぜひそのところは認識しながら前向きに対応していただきたいということでもあります。

○委員長（宮澤一照） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第91号 妙高市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例議定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） 御異議なしと認めます。

よって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

議案第92号 妙高市スポーツ等合宿の郷づくり推進条例の一部を改正する条例議定について

○委員長（宮澤一照） 次に、議案第92号 妙高市スポーツ等合宿の郷づくり推進条例の一部を改正する条例議定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） ただいま議題となりました議案第92号 妙高市スポーツ等合宿の郷づくり推進条例の一部を改正する条例議定について御説明申し上げます。

本案は、スポーツ等の合宿を通じて交流人口の拡大や地域活性化など、合宿の郷づくりを推進することを目的に、市内で合宿する者に対する施設使用料の優遇措置を定めた本条例が平成31年3月31日をもって失効することから、優遇措置を5年間延長したため条例を改正するものであります。

平成21年の本条例制定後、合宿者数は増加傾向にあり、一定の成果が見られること、また全国的に2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けた事前キャンプ誘致活動が活発化する中、本市と同様に合宿誘致に取り組む自治体が増加していることから、利用料金の優遇措置を継続し、引き続き合宿地としての競争力を確保したいものであります。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○委員長（宮澤一照） これより議案第92号に対する質疑を行います。

村越委員。

○村越委員（村越洋一） 今ほどですね、優遇措置を延長するためというふうなことの説明をいただいたんですけども、きのうの委員会でもですね、DMOに関して非常に多様な団体でお客様の誘致をしていると、そういったことについていろんな審議がありました。そういったことも含めてですね、合宿誘致というのは、教育委員会の部局ということで、また別な扱いというふうな形で上がってきているわけなんですけども、いかにしてですね、利用者に来ていただくかという意味では、やはりですね、DMOばかりでなく戦略的なマーケティング活動、こういったものも当然必要になってくるんじゃないかなというふうに思っています。

そこでですね、利用料の優遇、これだけでいいのかということもあるんじゃないかなというふうに思うんですけども、これ具体的にはですね、どういった地域の方とか、の利用実際にあるのか、また見込んでいるのかについて伺います。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 合宿者の見込みということですが、御案内のとおりですね、今妙高へは箱根駅伝の常連校を初めとした陸上の長距離関係のアスリートの皆さん、あるいは文化系では吹奏楽の強豪校ですとか、そういった方々が関東首都圏を中心に全国から来ていただいているということで、これからもですね、今ほどDMOというようなお話もございましたけども、以前は観光協会の中に合宿部会というものがあって、そちらと連携しながら誘致活動をしてきたわけですが、今事実上それは消滅しておりますので、DMOさんのほうでも今後そういう合宿といった形での誘客誘致に取り組んでいきたいというお話もございますので、今後はまた市内のそういった関係の団体とまた連携しながら、一層の誘致を図っていききたいと、そんなふうに考えております。

○委員長（宮澤一照） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） この条例がですね、できたのが平成21年ということで、およそ10年たつわけですね。その間ですね、1度5年後に見直しされて、ただそのときもですね、きっとこれ期日だけを延ばして中身を変えずに優遇措置を延長するという形で来たんだと思うんですけども、そういったことであれば、ただその中身を変えるだけであれば、期日を区切ることもないし、ずっと延長しながらということでやっていけばいいんじゃないかなというふうに思いますし、また条例をこういうふうに見直すからにはですね、それなりの対応をしていくべきじゃないかなというふうに思います。

実際ですね、合宿に来ておられる地域の方は、山梨や群馬、そういったところに行っているんだと思うんですね。最近では、福島は災害復旧の絡みで、そういったところにもお客さんが流れているという話も聞きます。そういったところの差別化についてですね、やっぱり一層考えていかなくちゃいけないかなというふうに思います。そういう意味で、施設利用料金の優遇措置ということを言われたわけですけども、それは実際ほかでもやっているんだという話もあります。そういう意味でですね、差別化にはつながらないというふうなことも考えられます。そういった意味で、目的地が遠いところは非常に不利になってくるわけですね。そういう意味でですね、遠くなれば運賃というか、そういう移動にかかる費用もかかってくるわけで、そういった対応についてどういうふうにお考えになっているか、伺います。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 料金の優遇以外の部分での差別化というお話でございますが、私どもも全国的に他の自

治体ではですね、宿泊費あるいは交通費の一部を助成するというような措置をとっている自治体があるということは、把握はしておりますが、その効果というのはやはり補助金なり、助成金を出している間に限定される可能性が非常に強いだろうと。お金を出さなくなってしまうと、またよそに行ってしまう可能性が大きいということで、やはり妙高市としてはこの豊かな自然ですとか、充実した施設あるいはまた妙高の食ですとか、おもてなしといったですね、合宿地としてのすぐれた環境というものを前面に出しながら誘致に取り組んでいく、これがやはりいいのではないかとこのように考えております。

○委員長（宮澤一照） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） 当然合宿地としての魅力を上げていくということで、誘致につなげる、それはもちろん大事なことだと思います。そんな中でですね、8月は非常に混んでいるというふうな話も聞きますので、それは一定の効果が見られるのかなというふうには思うんですが、それ以外の季節ですよ、例えば8月の前の7月とか、それから9月、こういった時期というのは、非常にお客さんも減ってきてというふうなこともあるということをお聞きしております。そういったこともですね、一工夫必要なんじゃないかなと思いますので、よろしくお聞きしたいと思っております。

それとですね、今ほどお話あった施設整備ということに関連してお伺いしたいと思います。条例にはですね、市の役割として、適正な施設管理と安全、安心して使用できる施設の提供に努めるというふうにあります。御存じのとおりですね、はね馬アリーナ、それから東赤倉のテニスコートのクラブハウスとか、それから当然ほっとアリーナ、こういったものの整備非常に着々と進められてきたという印象があるわけですが、その中でですね、笹ヶ峰のクロスカントリーコースについてお伺いしたいと思います。これについてはですね、パンフレットやホームページ見るとですね、非常に準高地のトレーニング環境ということで、非常に売りになっているというふうに思います。このコース整備についての考え方について、どんな考えをお持ちか、伺います。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 笹ヶ峰のクロスカントリーコースということですが、現時点でコースの延長を長くするといえますか、新たなコースを切るとかということは現時点では考えておりませんが、地元の皆さん、管理をされている杉野沢の皆さんのお話を聞きますと、ここ数年の夏ですね、あのゲリラ豪雨のような雨で、せっかく整備したウッドチップ等が雨で流されてしまったりというようなお話も聞いていますので、そういった現状ですとか、あるいは利用いただいている方の声、そういったものを拾いながらですね、今後どういう整備、維持管理をしていけばいいかということをお判断しながらまた検討していきたいというふうに思っております。

○委員長（宮澤一照） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） 杉野沢観光協会のほうに委託されているのかなというふうに思いますけれども、実際やっぱり整備というか、そのコースを補修したりするために、非常に手間がかかっているんじゃないかな、そういうふうな印象があります。先ほど今お話あったようにですね、天候のぐあいでもって、コースが使えなくなったよといったときにですね、すぐに対応しなくちゃいけないということで、その整備に当たる方はですね、これから非常に高齢化ということになったりですね、だんだんとそういったものに手が回らなくなっていくんじゃないかなと思われまますので、その時々に対応じゃなくて、しっかりしたコースづくりというものも含めて考えながらですね、この魅力アップにつなげていただければなというふうに思います。

それからですね、最後になりますけれども、これ条例ですね、5年に1度見直されているということで、先ほどもお話しさせていただいたんですけれども、この条例の中にも基本計画というものが明記されております。この基本計画ですね、ちょっと見させていただいておりますけれども、やはりこれ最初平成21年に条例つくったときの基

本計画がまた資料として手元にあるんですが、これの見直し等については、今現在どういうふうな考え方でしょうか。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 基本計画の関係ですが、確かに平成21年にこの条例に基づいて策定して、それ以降合宿の郷づくりということで、取り組んできているわけですが、内容的に少し古くなってですね、時点修正が必要な部分もあるかなとは思いますが、基本的な合宿誘致にかかわる理念ですとか、方向性、施策の内容というのは変わってごさいませんので、今後もその計画をベースに、必要に応じて時点修正をかけながら取り組んでいきたいというふうに思っております。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 今も議論がありましたので、簡単になんですが、特に高冷地といいますかね、いうとこのマラソン等なんですけども、安全対策の関係でね、1点ちょっと伺っておきたいと思うんですけども、杉野沢へ行ったり、杉野沢から池の平へ出たりというあのコース結構マラソンで使っていて、以前にも何回か安全対策という、こういう議論もあったところなんですけども、道幅との関係でランナーがいますので注意してくださいという看板はあるんですけども、安全対策についての考え方はね、対応は何か考えがあるのかどうなのか、その辺はいかがですか。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） ロードを走っていらっしゃる選手への安全対策ということでございますが、以前もお話ししましたかもしれませんが、一応県道ということで、県のほうには歩道の設置ですとか、道路の拡幅ということで、要望を上げているわけですが、なかなか実現しないというのが現実でございます。そのために今もお話ございましたけども、ドライバーに対して注意を促す看板であるとかですね、そういったものを設置しながら事故防止に努めているということでございます。ことしに入りまして、地域振興局のほうからちょっとお話があったのはですね、ああいう仮設の看板ではなくて、県のほうで今申し上げた拡幅とか、歩道整備というのは、これはすぐには難しいですけども、道路に何らかの標示をして、ドライバーに注意を促すと、そういったことであれば何とか取り組めるのではないかなというふうなことでお話がありましたので、具体的にどういう方法をとるかというのは、これからまた県の皆さんと詰めていきたいなというふうに考えております。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） ぜひ対応して、急いでというかね、早目の対応をとることなので、今村越委員からの議論があったようにですね、もしここで事故等あった場合には、やっぱり来る人たちのここへ来て合宿しますという人たちに対しての影響というのは、それはそれなりに出てくるという可能性もあると思うんですよ。その辺のところは十分に考慮しながら対応を進めていただきたいなというふうに思います。

その関連なんですけども、旧杉野沢小学校、あそこもその一つという形になっているかと思うんですけども、その後といいますか、今実態はどのようになっていますか。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 旧杉野沢小学校、杉野沢トレーニングセンターでございますが、こちらでもですね、夏場を中心に、特に体育館はですね、バスケットボールですとか、バレーボールといった、そういった合宿で活用されていますし、グラウンドも季節はある程度限定されますけれども、投てき種目の練習のために使われているということで、そういう合宿の一つの拠点として改修整備をしてきたわけですが、有効に活用されているというふうに認識しております。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 有効に大いに活用してもらわんと、それだけ元かけているわけですから、それはそれで。実際に具体的にですね、利用率というのは、どんな形になるか。例えばどこの学校が来て、どの程度使ったとかという、その辺のところはわかりますか。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 利用率までの細かい資料は、今ちょっと持ち合わせておりません。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） どこの施設もそうですけれども、ここにおけるところのね、管理運営の関係もこの次もまた出てくるんですが、きちんとやっていていただきたいし、そういうことをやることによってですね、またアピールそのものにも大きく影響してくるということだと思いますので、そういう位置づけでもってぜひ取り組みを進めていていただきたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（宮澤一照） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） もう一回振り出しに戻ってしまうみたいで申しわけないんですが、先ほど課長の説明の中で、この条例を使った団体、増加傾向にあるというお話があったんですけど、直近5年間くらいでどのくらいの団体がこれを利用してきているかというのを若干教えていただければと思うんですが。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 利用者数の関係でございますが、21年の条例制定後ですね、公共施設を利用した合宿者数の推移ということでお話をさせていただきますと、条例制定前直近3年間の平均では、年間1万7576人で行いました。それが条例制定後の平成21年からの5カ年間の平均で言いますと、年間3万2942人、それから1回目の延長させていただいた平成26年度から今年度までの5カ年平均ですと、年間3万9308人ということで、確実に増加をしているということでございますので、施設利用をされた合宿者以外にも、施設を使わない先ほど霜鳥委員からお話あったロードを走っていたりという合宿者もいるわけですが、総体的に合宿者は増加しているというふうに考えております。

〔委員長、副委員長と交代〕

○副委員長（阿部幸夫） 委員長、かわります。

宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） 課長ちょっとお聞きしたいんですけどもね、まず1点、この杉野沢トレーニングセンターありますよね。そののところにあった器械器具、要するにウエートトレーニングだとか、そういうのを以前買ったと思うんですけども、今はそれどこにあるんでしょう。

○副委員長（阿部幸夫） 課長、お願いします。

○生涯学習課長（山本 毅） 杉野沢トレセンに置いてあるのは、本当に簡易のランニングマシンというほどのものではないかもしれませんが、それとかバランスボールとかですね、そういったもので、それはそのまま杉野沢のほうにトレセンのほうに置いてございます。

○副委員長（阿部幸夫） 宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） それは、今も利用されているんでしょうか。

○副委員長（阿部幸夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 利用されております。

- 副委員長（阿部幸夫） 宮澤委員。
- 宮澤委員（宮澤一照） 以前私聞いたらね、ふれあい会館にね、器具を移動して、そのところで今移行してやっているという話を私聞いたことがあるんだけど、それは、ちゃんと買ったものを宮下生涯学習課長だったか、その当時に買ったんだと思うんですよ、要するに器具を。それがそのまま今も杉野沢トレーニングセンターにあるのかどうか、移動していないのかどうか、その辺ちょっとお聞きしたいんですけど、どうですか。
- 副委員長（阿部幸夫） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長（山本 毅） 私は少なくとも移動していないというふうに認識しております。
- 副委員長（阿部幸夫） 宮澤委員。
- 宮澤委員（宮澤一照） もう一点ね、杉野沢トレーニングセンターのところのグラウンドで、投てきをやっているというんだけど、これ投てきできなかったという話を私聞いていたんだけど、この辺は確実に投てきをやっているのでしょうか。
- 副委員長（阿部幸夫） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長（山本 毅） 投てきと言いましても、全ての種目ができるわけではございませんので、今地元の皆さんからお話聞くと、ハンマー投げのですね、練習のみそこでやっているというふうに聞いております。
- 副委員長（阿部幸夫） 宮澤委員。
- 宮澤委員（宮澤一照） あのグラウンドでハンマー投げやるに当たってのネットとか、そういうのはちゃんとあるんですかね、あれ。
- 副委員長（阿部幸夫） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長（山本 毅） ハンマー投げといっても、実際にですね、ハンマーを本当に投げてしまうわけではなくて、リリースの練習をしているということで聞いております。
- 副委員長（阿部幸夫） 宮澤委員。
- 宮澤委員（宮澤一照） リリースって何ですか。
- 副委員長（阿部幸夫） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長（山本 毅） 要するに投げる直前の姿勢とかですね、そういったところです。
- 副委員長（阿部幸夫） 宮澤委員。
- 宮澤委員（宮澤一照） これ課長ね、投てきとは言えないわね。要は、そういうイメージトレーニングをやっているという場所に使っているという、そういう考えでいいのでしょうか。
- 副委員長（阿部幸夫） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長（山本 毅） そういうことでございます。
- 副委員長（阿部幸夫） 宮澤委員。
- 宮澤委員（宮澤一照） ぜひですね、今投てきできる場所はたしかずっと越えていったところに信濃町の黒姫のところにあるグラウンド、あそこは投てきできるらしいですよ。その程度だけなんですね。ぜひね、本当に合宿の郷誘致ということになって、陸上ということを中心に、これが杉野沢だとか、池の平に今陸上が結構入っていられますよね。そうすると、それと合同合宿ということで、大学でそういう投てきだとか、そういうのも入ってくる可能性があるんですよ。でも、その投てきをやる場所は、必ず黒姫のほうでやるような系統なんですね。ぜひ今のイメージトレーニングじゃなくて、ちゃんとその場でできるような形をとれば、より一層私いい方向に行くんじゃないかなというふうに考えるんですけども、その辺はこの方向性としていかがお考えでしょうか。
- 副委員長（阿部幸夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 投てき関係につきましては、杉野沢のトレセン以外にもですね、池の平や杉野沢のスキー場をお借りしてやり投げの練習をやっている学校もあるというふうに地元の方からはお聞きしているんですけども、以前から申し上げていますが、投てき種目に対応した施設整備等を行った場合にですね、どれほどの誘致が見込めるのかとかですね、そういった部分について、少し情報がないとなかなか私どもも踏み出せない部分がありますので、またその事業者の皆さんといろいろ協議する中で、今後については検討していきたいというふうに思っております。

○副委員長（阿部幸夫） 宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） ちょっと今度市長にね、お伺いしたいんですけどもね、弓道、弓のね、それが今斑尾ではすごく盛らしいんですよ。やっぱりね、それ各宿で持っているところもあるらしいんだけど、やっぱり合宿の郷という、斑尾がすごく弓の、弓でしょう、弓道って、あれをすごく一生懸命やっているんですけども、その辺の整備のお考えはございますか。

○副委員長（阿部幸夫） 入村市長。

○市長（入村 明） いろんな種目があるわけですが、全てをそろえるかということになりますと、今斑尾も妙高エリアという言い方が当たるかどうか、一部飯山市があるんですが、どこでやっているというのは、ちょっと今特定私頭にできないんですが、それはそれでまた利用の仕方を考えるということで、私は当座そういう格好でいいんじゃないかと思います。突出してですね、グラウンドの整備を初め、ほかに負けないものを用意しています、テニスコートも。そういう意味でお互いにですね、ここにいる人方がここだけという範疇じゃなくて、広域でいろんな形で利用し合うというのも大事だと思います。

○副委員長（阿部幸夫） 宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） もう一点ですね、お聞きしたいんですけども、施設は非常に優遇してもらっている部分があると聞いております。けれども、今やっぱり軽井沢のバスの事故からですね、非常にバス代金が高くなっているのが現状だと思うんです。全て特に皆さんこれには伸びているということを知っているんだけど、バス代金が高くて、バスの移動がやっぱり菅平で結構とまっちゃう部分がやっぱりあるみたいなんですね。その辺含めて、今後ですね、その辺各自治体においては、バスの補助金、要するに交通費の補助金を出しているところがあると聞いていますけれども、その辺の考えはありますか。

○副委員長（阿部幸夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 先ほど村越委員さんの御質疑にもお答えしましたけども、バス料金の値上げ以降ですね、バス代といいますか、交通費を助成するという自治体が出てきたのも私ども承知しておりますが、妙高市としては、やはりそういった補助というのは、補助を出している期間にその効果というのは限定される可能性が強いということで、今のところ実施する予定はございません。

〔副委員長、委員長と交代〕

○委員長（宮澤一照） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） じゃ、これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第92号 妙高市スポーツ等合宿の郷づくり推進条例の一部を改正する条例議定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） 御異議なしと認めます。

よって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

議案第95号 指定管理者の指定について（卯の花児童遊園、藤塚児童遊園、美守児童遊園、美守東児童遊園及び妙高市大崎町ふれあい広場）

○委員長（宮澤一照） 次に、議案第95号 指定管理者の指定について（卯の花児童遊園、藤塚児童遊園、美守児童遊園、美守東児童遊園及び妙高市大崎町ふれあい広場）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。こども教育課長補佐。

○こども教育課長補佐（松橋 守） ただいま議題となりました議案第95号 指定管理者の指定について（卯の花児童遊園、藤塚児童遊園、美守児童遊園、美守東児童遊園及び妙高市大崎町ふれあい広場）について御説明申し上げます。

本案は、平成31年3月31日をもって指定管理者の指定期間が満了となります卯の花児童遊園、藤塚児童遊園、美守児童遊園、美守東児童遊園、妙高市大崎町ふれあい広場の5施設につきまして、引き続き指定管理者制度による管理運営を行いたいことから、妙高市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第3条第1項の規定により、それぞれ指定管理者を指定するものであります。なお、指定期間につきましては、平成31年4月1日から平成41年3月31日までの10年間でございます。

以上、議案第95号について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（宮澤一照） これより議案第95号に対する質疑を行います。

村越委員。

○村越委員（村越洋一） 私のほうから簡単に1点なんですけれども、こういった児童遊園、公園ですけれども、やっぱり地域にあってこれから高齢化、少子化する中で、非常に大事な施設だというふうに私思っております。本当確認だけなんですけれども、これ児童遊園というものをホームページで見ると、一覧が出ていて、7つの公園の案内が出ているわけです。その内容なんですけれども、例えば卯の花児童遊園、これちょっと見てきたんですけれども、設備としてブランコ、鉄棒、雲梯、滑り台、ジャングルジム、それから球形ジャングルジム、水飲み場、トイレというふうには書いてあるんですが、この内容については、これは誤りないというか、これでよろしいんですか。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長補佐。

○こども教育課長補佐（松橋 守） 指定管理者から御報告をいただいたり、また破損箇所については修繕等を行っておりますので、基本的にはそれで誤りないかというふうに認識しております。

○委員長（宮澤一照） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） そうしたら今話見てきたところ、球形ジャングルジムとか、ジャングルジムなんかがちよっと見当たらなかったと思うんですけど、また間違えならあれなんですけど、こういった設備ですね、こう書いてあることに対して、適切な管理していただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長補佐。

○こども教育課長補佐（松橋 守） 引き続き適宜確認を行いながら、管理のほうを行ってまいりたいと考えております。

す。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 簡単に1点ほどお願いしたいと思います。

公園というのは、今大事だと確かにそうなんですけども、それぞれの公園のね、実態、場所によってというのはあるんですけども、管理は地域の皆さんがきちんと対応してくれていると思うんですけども、利用状況がどうなのかなというふうに思うんですね。場所によってはというのもあるんじゃないかというふうに思うんですけども、利用状況についてですね、特筆すべきもの、ここはこんなことに使っているとか、ここはほとんど使っていないとか、大まかにその辺わかったらちょっとお聞かせいただければと思うんですが、いかがですか。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長補佐。

○こども教育課長補佐（松橋 守） 今ほどの御質疑ですけども、いずれの児童遊園につきましても、管理人が常駐しているわけではございませんので、正確な人数等の統計はとっておりませんが、ただ指定管理者等に伺いますと、余り多くはないというふうに聞いております。ただ、特徴的な部分で申し上げますと、美守の児童遊園につきましては、子供の利用は少ないことは少ないんですけども、大人といいますか、高齢者の方がゲートボール等に利用しているというふうな状況もございますし、あと卯の花児童遊園につきましては、毎年桜の開花する春時分になりますけれども、あそこに卯の花薬師というのがございまして、そこで春まつりということで、子供も大人も含めまして、地域の住民の方が集まってお祭りをやっているということで、施設によっては利用されている部分もあるというふうに聞いております。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 地域と一体となって使っている部分ですね、児童遊園というのを。美守は、あそこでもって町内の運動会もやったりというのがあるのです。結構にぎやかに使われているようですが、私が見えている部分という、卯の花も花見の関係でもって、結構地域の皆さんがね、にぎやかに、ただそれ以外はどうかという感じが私もちょうとという感覚でいるわけです。無理してどうのこうのという話にもならないんですけども、そういうところであったにしても、やっぱり遊具はきちんと設置しながら、遊具というのも地域の皆さん大変なんですよね、設置して片づけてね。設置したり片づけたり、そういう点を踏まえて利用率がどうかかといったときに、否定的な考えじゃないんですけども、子供だけじゃなくて、やっぱり地域の皆さんが活用できるような形というのやっぱり必要なんじゃないのかなというふうに思うんですけども、押しつけはできませんけども、地域の皆さんとの話し合いでせつかくのものは有効にといいますかね、こういうこともぜひ考えていっていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長補佐。

○こども教育課長補佐（松橋 守） ありがとうございます。先ほど説明いたしましたとおり、子供だけではなくて、地域の皆様が使っている実態もございますし、基本的に地域の児童遊園ですので、地域の方からいろんな方から使っていただくことにつきましては、我々としても全く異論はございませんので、引き続きその考え方でまいりたいと思います。

○委員長（宮澤一照） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 両委員から遊具の件で出たんですけど、以前本当に遊具による事故とか、重大事故も発生していた、ここではないんですけど、あったわけなんですけど、そういったことを踏まえてきますと、遊具の管理は非常に地元としても大変だなというふうには思うんですが、今のところ5つのところからは、新設とか、交換とか、

ちょっと老朽化したんで撤去してくれとか、そういった要望は出ているかどうか、お聞きしたいんですが。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長補佐。

○こども教育課長補佐（松橋 守） 今おっしゃられたような、例えばブランコ等が破損していたりとか、そういう部分があれば、連絡が来まして、修繕することもございます。また、市のほうでも定期的に点検を行っておりまして、支障のあるものにつきましては、修繕したり、必要に応じて取りかえ等を行っているような状況です。

○委員長（宮澤一照） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第95号 指定管理者の指定について（卯の花児童遊園、藤塚児童遊園、美守児童遊園、美守東児童遊園及び妙高市大崎町ふれあい広場）は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） 御異議なしと認めます。

よって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

議案第96号 指定管理者の指定について（新井総合公園体育館）

○委員長（宮澤一照） 次に、議案第96号 指定管理者の指定について（新井総合公園体育館）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） ただいま議題となりました議案第96号 指定管理者の指定について御説明申し上げます。

本案は、平成31年4月の供用開始に向け改修を進めております新井総合公園体育館について、新たに指定管理者による管理を行うため、妙高市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

指定管理者につきましては、NPO法人スポーツクラブあらいを指定するものとし、指定期間については、既に指定管理を行っている他の体育施設に合わせ、平成31年4月1日から平成34年3月31日までの3年間としたいものであります。NPO法人スポーツクラブあらいは、総合型地域スポーツクラブとして設立以来、市民の生涯スポーツの振興に取り組むとともに、平成18年度からは新井地域の体育施設全般の管理を行うなど、十分な実績があり、本体育館についても新井総合公園との一体的な利活用や効率的で効果的な管理運営が期待できることから、指定管理者として指定したいものであります。

以上、議案第96号について御説明いたしました。よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○委員長（宮澤一照） これより議案第96号に対する質疑を行います。

村越委員。

○村越委員（村越洋一） これに関してはですね、先般樗沢議員の質問があつて、通年利用で、また利用についてはスポーツ団体、学校について打診しているというふうな説明があつたわけですけども、この施設についてはですね、昨年の10月の全協で説明があつて、後に総文の委員会でもって現地見させていただいたというふうな経緯があります。全協のときにですね、資料をいただいた中で、ちょっと気になったことがあるんですが、これ寄附財産のうちですね、土地について、10筆で地積の合計が約6000平方メートル、これ結構それなりに大きい土地であるわけです

けども、これ建物の西側に連続して土地が長細くあるんですよ。この管理と利用については、どのような考えでしょうか。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 土地に関しましては、今回改修にあわせて、周辺の草刈りですとかですね、景観を阻害している木の伐採や枝おろし等も一部考えておりますけども、それ以外の土地については、通常の草刈りをしたりという維持管理をする程度で、特に何かそれを別の目的で利用するかということ、今のところ考えておりません。

○委員長（宮澤一照） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） 持ち主が市ということになるとですね、周辺の見方もいろいろあるかと思いますが、適切に管理していただきたいと思います。

もう一点ですね、スポーツ団体とか、学校に打診しているという話でありましたけれども、当初の利活用の案として、スポーツと先ほどの合宿受け入れ施設としての活用というふうなことも書かれていましたけれども、それについてはどのような考えですか。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 合宿での利用ですが、オープンした暁にはですね、また合宿のパフレットに掲載するとか、あるいは今DMOさん等の事業者の皆さんに合宿地の一つとしてまたPRをいただくようお願いしたいと思っておりますし、間もなく隣接するホテルも改修が終わって開業されるというようなことですので、そちらのほうからもですね、そういう誘客のための一つのツールとして活用いただけないかというようなことは打診していきたいというふうに思っております。

○委員長（宮澤一照） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） 今ほどパフレットという話もあったんですけども、PRの方法としては、ホームページのほうもありますし、その辺もあわせてですね、お考えいただければと思います。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 先般も説明あったところなんですが、管理といいますかね、いう関係の中で、常駐者はいなくて使用時にその都度出向くということでありました。その使用時についてはですね、例えば今話ありましたように、合宿関係であれば、指導者がちゃんとついてくるという形があるんですけども、一般使用の場合には、安全という面を含めてなんですが、この使用時の管理体制ですね、職員1人行くだけなのか、あるいは指導員体制もあるのか、その辺の位置づけはどのように考えていますか。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 体育館の管理体制ですが、基本的には人は常駐させる計画はございませんで、使用の都度鍵をあけて使っていただいて、その後また施設等の点検をした後に鍵を閉めてくるというようなことの管理形態を考えております。具体的にはスポーツクラブあたりが今後こういった体制をとるかというのもございますけども、すぐ隣の総合公園の管理棟には常時職員さんが常駐しておりますので、恐らくそことの連携によって管理運営していくことになるだろうというふうに考えております。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 特にはですね、今も言いましたけども、一般使用の場合の指導員要請、これにはちゃんと応えてくれるだろうというふうに思うんですけども、このNPO法人のかかわる関係の中でですね、全体を通してなんですが、指導員の位置づけ、この辺は万全なんだろうというふうに思うんですけども、特には不足の部分があ

ったり、こういう指導員もとあったり、そういう位置づけでの相談事といたしますかね、その辺のところはないのかなというふうに思うんですけど、いかがですか。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 指導員といいますが、利用に際して何か特別にそこで技術指導的なものですか、安全指導ですか、そういったことをするための職員というわけではございませんで、いろんな各種の教室とかですね、講座とか、そういったことのプロプログラムを組んだりというような形でのインストラクター的な指導員は職員としてスポーツクラブあらいに常駐しているわけですけども、一般の方が来られたときに何かというふうなことは、これまでもそういう体制ではございませんし、今後もそういったところまで対応していくという予定はございません。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 特になんかということではありませんね、今後対応のあり方についてもまた改めてその辺のところは議論もしていければと思っています。

それから、もう一点なんですけど、いろんなといいますかね、いろいろと施設管理をやっているんですけども、特に利用者からの苦言とか、要望とか、その辺のところはどのように受けとめておりますか。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 新井地域のスポーツ施設全般をこのスポーツクラブあらいが指定管理を行っておりますけども、特段ですね、市民の皆さんからクレームとかですね、そういった苦情的なものは寄せられていないというふうに認識しております。

○委員長（宮澤一照） 阿部副委員長、どうぞ。

○阿部委員（阿部幸夫） それでは、私のほうからですね、この事業計画の中でですね、利用者のサービス及び利便性の向上とですね、コスト削減に努力されですね、効率的な運営を図ると、こう抽象的な言葉でずっと書かれているんですけど、具体的中身について、もしそれぞれの中身があるんでありましたら教えていただきたいと思います。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 具体的中身ということですが、先ほど提案説明の中でもお話ししましたが、スポーツクラブあらいは新井地域のスポーツ施設全般について指定管理を行っているということで、その施設をそれぞれ有効に使っていただくため、あるいはスケールメリットを生かしてですね、コスト削減を図りながら管理をしているということで、この体育館につきましても、ほかの総合公園等の他の施設と上手に連携を図ることで、できるだけコスト削減に努めながら市民の皆さんから有効に活用してもらおうと、そういう工夫をスポーツクラブあらいとしてしていくということで、今ここでこの体育館で具体的にこういうイベントをやりますとかという計画ではございませんが、そういう形で管理運営をしていくという計画でございます。

○委員長（宮澤一照） 阿部委員。

○阿部委員（阿部幸夫） それでは、一つ具体的な点でお聞きしたいんですけど、妙高高原のですね、妙高市には野球場が2つ、錦と妙高高原にあるんですけど、妙高高原の野球場の整備及びいろんな設備がですね、非常に老朽化してきているんですけど、そこら辺の部分でですね、コスト削減なんていう形で逆にやられているわけじゃなくて、もっとよくしていただきたいと思うんですけど、そこら辺の何か中身的なことがあればお聞かせいただければと思います。

○委員長（宮澤一照） 副委員長、この件と今の野球場の件はちょっと別件なんですけど、もしそれでもよろしければ生涯学習課長、いかがでしょうか。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 野球場の関係でございますが、スポーツ施設全般にわたってですね、安全に利用いただける環境を整えていくというのは非常に大事だと思っております、私どもも計画的に改修、整備等を行っているわけですが、野球場に関しましては、今年度新井総合公園については要望が多かったフェンスのいわゆるラバーフェンスというんですかね、衝突の際けがをしないようにというような設備を施させていただきましたし、高原の野球場につきましても、今後また改修を進めていく計画も持っておりますので、また競技団体の皆さん等と相談しながらですね、安心、安全に使っていただけるような、そういう整備は続けていきたいというふうに考えております。

〔委員長、副委員長と交代〕

○副委員長（阿部幸夫） 委員長、交代します。

宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） 生涯学習課長ね、あそこの体育館あるじゃないですか、今のこの指定のね。そこのところにあったあの体育館の中の要は体育施設だけはそうだけれども、そのほかの要するに旧アライリゾートが、盛田スポーツ財団が持っていた会議室やあの事務所、要するに内部資料とか何かあれどうなりました。

○副委員長（阿部幸夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 盛田スポーツ財団が所有していたそういういろんな書類関係もそうですけども、そういったものは工事に入る前に事前に必要なものは全部旧スポーツ財団の関係者から搬出していただきました。残ったもの、いわゆる廃棄していいものは、それはうちのほうで直接廃棄したということでございます。

○副委員長（阿部幸夫） 宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） あそこ体育館以外にね、やっぱり会議室としてもすごく使えると思うんですよ。すばらしい要するに個室の会議室だと思うんですね、私見た限り。例えばあそこの来賓が入るような、来賓というか、ビップが入るような部屋だとか、それから事務所になっているところとか、有効活用すればあそこだって幾らでも私使えると思うんですよ。ただ、今体育館だけを使うんじゃないでね、やっぱり今後じゃあそこのところをずっと使わないままにしておくというのは、非常にもったいないと思うんですね。その辺をやっぱり至急ですね、何かに使えるような、例えばあの体育館だけだったら大きさからして何をやるにしても、体力測定とか、あれをその辺とか、ウエートトレーニングをやる分には大丈夫だと、いいと思いますよ。例えばカーブスみたいなああいう運動をやるにはすごくいいところだと思います、ストレッチやるにしても。だけれども、それ以外の合宿であそこのところで既定のバスケットをやるだとか、何かすると非常に難しい、要するにその大きさもないような場所なんですよ。ということは、どうやってあそこを有効活用するかといったら、その体育館プラスあそこにある会議室でミーティングをやったりとか、一緒くたであの場所のできる、そういう方向というのをやっぱりとるべきだと私ね、思うんだけれども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○副委員長（阿部幸夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 会議室等があるあの管理棟のお話でございますけども、今回の改修につきましては、以前もお話したかもしれませんが、せっかく寄附をいただいた体育館を何とか一日も早く供用できるようにしようということを最優先に、体育館棟の改修を中心に進めてきておまして、来春オープンする予定ということでございます。今お話のあった管理棟部分のですね、会議室ですとか、事務室、それから会長室というんですかね、そういうスペースあるわけですが、そちらについては、今回はとりあえず雨漏り等の修繕、最低限の修繕をするにとどめるということございまして、今後の利活用については、またスポーツ関係団体とか、市民の皆さんのニーズ等をお聞きする中で、判断をしていきたいというふうに考えております。

○副委員長（阿部幸夫） 宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） それとも一つ、体育館の奥のところにあるウエートトレーニング室、鏡張りというか、ガラス張りのところ、あそこは今どのような状況になっているんですか。

○副委員長（阿部幸夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 旧トレーニングジムですけれども、あそこにあったトレーニングマシンは、もう長く使用されていないということ、それから外国製ということで、メンテナンスできる業者さんもいらっやらないということから、廃棄をしました。今そこはですね、新たに多目的室ということで、そこで簡単なミーティング会議等ができるような形で開放するための改修を行っているということでございます。

○副委員長（阿部幸夫） 宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） ちなみにその廃棄したお金って、どれぐらいかかったもんなんですか、あれ。

○副委員長（阿部幸夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 金額的に幾らかかっているかということまでは、今ちょっと把握しておりません。

〔副委員長、委員長と交代〕

○委員長（宮澤一照） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第96号 指定管理者の指定について（新井総合公園体育館）は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） 御異議なしと認めます。

よって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

議案第97号 指定管理者の指定について（矢代コミュニティスポーツセンター）

○委員長（宮澤一照） 次に、議案第97号 指定管理者の指定について（矢代コミュニティスポーツセンター）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） ただいま議題となりました議案第97号 指定管理者の指定について御説明申し上げます。

本案は、平成31年3月31日をもって指定管理者の指定期間が満了となる矢代コミュニティスポーツセンターについて、引き続き指定管理者による管理を行うため、妙高市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第3条の規定により、矢代地域づくり協議会を指定管理者として指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

矢代地域づくり協議会は、矢代地区におけるコミュニティ活動の推進役であり、スポーツ、レクリエーション活動を通して地域住民の健康、体力づくりに取り組むとともに、その拠点となる本施設の指定管理者として地域に根差したきめ細やかな管理運営を行っており、これまでの実績も十分であることから、引き続き指定管理者として指定したいものであります。なお、指定期間は平成31年4月1日から平成35年3月31日までの4年間です。

以上、議案第97号について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

す。

○委員長（宮澤一照） これより議案第97号に対する質疑を行います。

霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） すごいなと思っているんですけどね、旧矢代小学校ですよ、学校が廃校になって、地域で受けてこうやって使っているというのは、ほかにはないんじゃないかなというふうに思うんですよ。このような活用をしながらね、地域づくり、コミュニティー活動を推進しているというのは、目的があつていいんだなというふうに思っているんですけども、スポーツ、レクリエーションという形になっているんですが、コミュニティセンターが隣にあるというその辺のところの兼ね合いもあるのかもしれないんですけども、主にはどんなスポーツといたしますかね、使い方をしているのかなというのが興味あるところなんですけど、いかがですか。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 利用の状況でございますが、毎年矢代地域恒例となっている住民の運動会でありますとかですね、あと矢代ジュニアスポーツクラブ、あるいは矢代剣道クラブですかね、そういった子供たちのクラブがございまして、そちらのほうが定期的に利用されているということです。体育館のほうでは、ソフトバレーボール、グラウンドのほうではソフトボールあるいは冬期間はクロスカントリースキーといったようなことで、そういったジュニアの活動が盛んに行われているということでございます。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） ちなみにですね、利用料といたしますかね、この辺の設定は何を基準にどのようにやっておられるのかなというふうに思うんですけど、いかがですか。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 利用料の関係ですけども、こちらのコミュニティスポーツセンター、主というか、地域のコミュニティスポーツの拠点としてということでございますが、その地域の利用に支障のない範囲で、一般の方も利用できるということで、一応条例で利用料金を定めておりまして、体育館の場合は30分につき半面300円、全面600円、グラウンドの場合は専用使用ですと30分で500円というようなことで、これはほかの社会体育施設と規模とか、設備を比較して、それと相当の料金設定をしているということでございます。今ほど申し上げた地域の利用のほかに、地域外の方の利用もございまして、そういった団体の利用の際は、利用料をいただくと。それは、指定管理者である矢代地域づくり協議会の収入になるというような仕組みで動いております。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） どこの地域もそうだと思うんですけどもね、地域づくり協議会でやっていけば、地元はまあまあだと思えます。地域外からというんですけども、ここに挙げられている、参考資料に挙げられております収入金額というのは、主には地域外利用のあたりなのかなというふうに思ったりもするんですけども、その辺はこの収支の中身については、どのようかちょっとお聞かせいただけますか。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） この収入の関係ですが、これはほとんどが指定管理料でございます。その指定管理料の中身というのはですね、周辺の草刈り等に係る人件費ですとか、その草刈り機の燃料ですとかですね、そういったものが主なものです。それとわずかですか、その地域外の皆さんの利用に伴う利用料の収入ということで、この表に載っております3年間で申し上げますと、27年度は利用料が4万5600円が含まれているということでございますし、28年度は1万8800円、29年度は2万6450円という、その地域外の皆さんが利用したときの利用料がこの収入に含まれている。それ以外は、市からお支払いしている指定管理料ということで御理解いただきたいと思います。

○委員長（宮澤一照） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第97号 指定管理者の指定について（矢代コミュニティスポーツセンター）は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） 御異議なしと認めます。

よって、議案第97号は原案のとおり可決されました。

議案第101号 平成30年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第7号）のうち当委員会所管事項

○委員長（宮澤一照） 次に、議案第101号 平成30年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第7号）のうち当委員会所管事項を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） ただいま議題となりました議案第101号 平成30年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第7号）のうち総務課所管分についてご説明申し上げます。

まず、歳出でございますが、補正予算書の13ページをお開きください。中段の2款1項1目特別職・職員人件費の5303万円は、人事院勧告等に準じ、初任給を含む1、2級の若年層に重点を置いた給料額の引き上げ及び特別職の期末手当の0.05カ月分、職員の勤勉手当の0.05カ月分の引き上げをそれぞれ遡及して実施するための増額分のほか、退職手当の増額分と今年度の支給実績に基づく調整を行わせていただいたものでございます。なお、退職手当につきましては、当初予算では定年退職10人分を計上しておりましたが、今年度に申し出のありました勸奨退職2人分、それと普通退職者4人分について増額したいものでございます。

この2款のほか、1款議会費、2款総務費、3款民生費、4款衛生費、6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費、10款教育費に係る人件費につきましても、同様の調整を行いたいものでございます。

次に、歳入について申し上げます。1ページ戻っていただいて、11ページをごらんください。中段の21款諸収入、5項雑入、3目雑入の企業会計退職手当負担金でございますが、退職する職員がガス上下水道局に在籍した期間に相当する分の退職手当について、企業会計から負担を求めるものでございます。

以上で総務課所管分の説明を終わります。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長補佐。

○こども教育課長補佐（松橋 守） 続きまして、こども教育課所管分について御説明を申し上げます。

まず、歳出ですが、補正予算書の14、15ページをごらんください。中段の2款1項19目23節償還金利子及び割引料のうち精算返納金（こども教育課）854万8000円につきましては、平成27年度、平成28年度に実施いたしました事業の事業費の確定により、国及び県負担金等が確定したことにより、精算返納するものでございます。この子どものための教育・保育給付費負担金につきましては、市が社会福祉法人等が設置しております私立の保育所や認定こども園などに教育または保育の実施を委託した際、委託費の一部につきまして、国と県が市に交付する負担金ということになっております。妙高市内で私立の保育所につきましては、ときわ保育園のみですが、そこに保育を委託した費用の確定に伴いまして、国及び県の負担金も確定したことから、過大に交付されていた負担金を国と県にそ

れぞれ返納するものでございます。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。戻っていただきまして、決算書の10ページ、11ページをごらんください。中段の21款5項3目1節雑入のうち、下から2行目子ども教育課、私立ときわ保育園児童保育委託料返還金7000円につきましては、今ほど歳出で御説明いたしました子どものための教育・保育給付費負担金の確定により、再算定した結果、ときわ保育園への委託料の過払いが判明したことから、その過払い分を返還金として計上したものでございます。

以上で子ども教育課所管分の説明を終わります。

○委員長（宮澤一照） 財務課長。

○財務課長（平井智子） 財務課所管事項について御説明いたします。

歳入ですが、10ページ、11ページをごらんください。20款繰越金は、平成29年度からの繰越金の一部を補正財源として計上するものであります。

以上、財務課所管の説明を終わります。よろしく御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（宮澤一照） これより議案第101号に対する質疑を行います。

霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） この補正予算書見てですね、言っている意味はわかったんですけども、余りにもそれぞれの関係するところの増減が非常に大きいというのがありまして、ちょっと判断がなかなかというのがあるんですけども、今説明のあったこのとおりですと言われると、それ以上いけないということになるんですね。そんなことでですね、今総務課長のほうから退職者の関係で10人分を予定したけども、そのほかに2人、4人とあったんですが、この中身についてなんですけども、このトータルでもって16人になるんですが、この内訳というのは説明していただけますか。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 今年度末退職者の内訳、定年退職は10人、そのまた内訳ですか。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 定年が10人ですか。

○総務課長（久保田哲夫） ええ、先ほど御説明申し上げましたように、定年退職者が10名、これは当初予算に計上させていただきました。勸奨による申し出がありました退職者が2名、自己都合による退職者が4名、合計16名でございます。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） その2名は、今の職場ですね、要するに課長あるいは補佐云々とあるんですけども、その位置づけはどのようになっていますか、この2人。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 2人と申しますのは、勸奨退職の2人ということでよろしいですか。2人とも今の役職は主査でございます。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） あわせてじゃ自己都合の4人というのは、お願いできますか。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 主査が1人、主事が1人、保育教諭が2人の計4名でございます。

○委員長（宮澤一照） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第101号 平成30年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第7号）のうち当委員会所管事項は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） 御異議なしと認めます。

よって、議案第101号は原案のとおり可決されました。

○委員長（宮澤一照） 以上で当委員会に付託されました案件の審査が全て終了いたしました。御苦労さまでした。

所管事務調査について

○委員長（宮澤一照） 次に、所管事務調査を行います。

執行部側の関係課以外の方は御退席ください。

〔執行部側説明員以外の退席、関係課担当者入室〕

○委員長（宮澤一照） 暫時休憩します。

休憩 午前11時24分

再開 午前11時30分

○委員長（宮澤一照） じゃ、休憩を解いて引き続き所管事務調査を行います。

今回総務文教委員会では、統合園（第三、斐太南、矢代）整備について調査をすることといたしました。

所管事務調査の進め方については、初めに調査担当である霜鳥委員から調査理由と概要を説明していただきます。続いて、調査担当が調査項目①について質疑を行い、その後にはほかの委員の質疑を行います。調査項目①の質疑終了後、次の調査項目②に進むようにしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。①、②、③というのは、ここにある調査項目でございます。よろしく願いいたします。

それでは、調査担当の霜鳥委員より調査理由と概要について説明をお願いいたします。霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） よろしく願いいたします。

さっきと変わって余りにも大勢いるんで、こっちのほうが少ないんでちょっと圧倒されているような感じもありますけども、先般も全協の中で説明がございました統合園の整備に関係してでございますけども、もう既に9月議会でも議論はさせていただきました。しかし、内容がいまいちよく見えていないという、こういう形の中でありましたので、その辺のところを含めまして予定地、要するに場所の関係、それから地域の関係というのを含めて詳細にお聞きをしていきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、1番目の園舎の建設予定地についてなんですが、もう既に新井運動公園の芝生広場、ここが庁内でもって検討の結果最良の場ということでもって判断され、しかもその条件の中には小学校が近くだからという、この辺のところもあったわけなんですけども、副市長を含めたチームとして、十分に検討したということなんですけども、改めてこの最良の場という判断についてお聞かせをいただきたいと思っております。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長補佐。

○こども教育課長補佐（松橋 守） 今ほどの御質疑ですけれども、こちらの区域につきましては、保育園とそれから新井小学校の連携、それから近くにありますが放課後児童クラブとの近接によります保護者の迎え等の利便性の向上、

それから近接しております運動公園など連携できる施設などの周辺環境が充実をしておること、並びに市有地の有効活用などを総合的に判断した結果として決めたものでございます。また、その後ですね、立地適正化計画に位置づけることによりまして、都市機能を集約することで交付金が見込まれるということも要因の一つというふうに捉えております。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 条件の中にね、放課後児童クラブとの関係でという言い方ですね、迎えに来たとき一緒にという、こういうことなのかなというふうに思うんですけども、これは条件の違うとこの関係じゃないのかな、もう一つは交付金のほうがでかいのかなというふうに判断をしたりするんですけども、ただ子供たちにとっての条件云々というのがあるんですけども、それは後ほどまたちょっと議論させていただきますが、公園法の改正になって、ここでも対応できるということになって、その範疇の中で交付金と、こうなるんですけども、この解釈、公園法の改正の解釈ですね、一般的には都会等でもって土地がなくて云々という、こういう形が出てくるんですけども、そのところがですね、どういう解釈の仕方がその検討の中にあつたのかなというのをお聞かせいただけますか。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長補佐。

○こども教育課長補佐（松橋 守） 都市公園法の改正につきましては、その占有機関にかかります社会福祉施設として、保育所、老人デイサービスセンター等を定められたことによりまして、今回計画しております保育所がそれに該当するところから、今回こちらのほうの場所を選定するに至りました。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） そうというのが対象となるという、該当するよというのは、それはそれでわかる。けども、それは無理やりといいますかね、言うなれば都会等でもって場所がなくて、そういうところでもって使ってもいいんだよというのがそもそものベースでもってこの法改正がなされてきているというふうに思うんですね。だから、そういう点で見えていったときには、妙高市みたいなところ、子供にとってはもっと自然の中でというような立場で見るときには、まだほかにもあつたんじゃないのかなというのが私の解釈なんですけども、その辺の兼ね合いはほかでもって2カ所を選考されたのかな、トータル3カ所対応でもってここが一番いいというふうに言われたのかなというふうに思ったりするんですけども、ほかの場所、そこでの検討といったときに、交付金の対象になるならんというのも大きな課題の一つであつたようにもうかがえるんですけども、その辺のところはいかがでしたか。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長補佐。

○こども教育課長補佐（松橋 守） ほかの場所につきましても、幾つかの場所を候補地として挙げまして検討した結果を見た中で、新井小学校の周辺ということで、この場所に定めたというふうな経過がございます。ほかの場所につきましても、一応10カ所程度候補地を挙げまして、それぞれの利便性ですとか、用地としての適正、あと周辺環境等々を総合的に勘案した中で、今回この場所が適地ということで決定に至りました。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） もうこの場所で決定ということでもありますからね、ここで議論してどうのこうのということにはならないというふうに思うんですけども、ただ今ほど説明もありましたけども、通園する、いわゆる保護者の皆さんの立場で見るときに、あるいは小学校との連携云々といったときに、最良の場所だというふうに思うんですけども、園児にとっても広場があるからという話なんですけども、私は園児にとってという形で見るときには、もっと自然豊かといいますかね、子供たちが本当に伸び伸びとという、それこそ空気がきれい、汚いなんていうとちょっとよくないんですけども、もっとそういう自然の中でというほうが子供にとってはいいんじゃないのかなというふうに思ったりするんです。これまでの総合園といいますかね、例えばさくらあるいはにじいろだつて、そういう

自然の中にきちんと位置づけをして対応してきているという、こういうのがあるんですけども、安全面等も含めたりする中でもって、本当に園児の周りの、いわゆる大人の視線というのは言っている意味わかるんです。だけど、本当に園児が伸び伸びとといったときに、果たしてこの場所というのはどうなんだろうなというのがずっと疑問を持っているものですから、その辺の認識はいかがでしょうか。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長補佐。

○こども教育課長補佐（松橋 守） あその場所につきましては、総合公園、それからロボット公園等もございまして、園のほうで予定しております園庭以外にも非常に活用できる部分、自然環境がございまして、そういう部分の活用についても図られているというふうなところが決定に至った一つの理由になっております。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） この点についてはね、もうスタート地点が違いますんで、幾ら議論していてもなかなかしっくりはいかないというふうに思うんですけども、1番目についてはこの程度でということ。

○委員長（宮澤一照） じゃ、ほかの委員質疑ございますか。

村越委員。

○村越委員（村越洋一） 済みません、簡単に。今ほどですね、霜鳥委員さんからも非常に自然の中でということ強調されておりました。回答の中にはですね、総合公園と運動公園、そういったものがあるのではというお話だったんですけども、実際資料としていただいたものを見ると、やはり建物というのはちょうどほかのこども園を含めて入れた場合にですね、うまくはまっているものですから、いい条件的には可能なかなというふうに思うんですけども、ほかのですね、こども園を見た場合に、よつば、にじいろ、妙高高原、それからさくら、こういったものそれぞれがですね、周りに景観として川があるとか、田んぼがあるとか、そういったものがあって、随分やはり遊ぶ場所はあるかもしれないけど、確保できるかもしれないけど、そういったやはり雰囲気というんですかね、心の部分というか、そういった部分についてはどんなふうな検討があったのか、お伺いします。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長補佐。

○こども教育課長補佐（松橋 守） 自然環境につきましては、現在統合を想定しております3園の周辺につきましても、自然環境等を考慮した中では検討しております。その中で、自然環境につきましては、今霜鳥委員、それから村越委員おっしゃった部分でいろんな見方があるんですけども、それも踏まえた中で、トータル的に考えた中でこの場所ということで決定させていただいたということで御理解いただきたいと思います。

○委員長（宮澤一照） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） いただいた資料について、ちょっとお伺いしたいんですけど、これうまくはめ込んであるなというふうに思ったんですが、いただいている資料を見ますと、①、②のさくらこども園、よつばこども園ともに建築面積は書いてあるんですけど、敷地面積は載っていないんですよ。一番下に計画敷地面積は4200平米となっているんですが、その辺の今さくらとよつばの敷地面積をちょっとお聞かせ願いたいと思うんですが。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長補佐。

○こども教育課長補佐（松橋 守） まず、よつばこども園につきましては、敷地面積が7186平米、申しわけありません。さくらについては、ちょっと持ち合わせがございません。

○委員長（宮澤一照） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 7000平米もあって、今回のこれは4200平米という形でいくと、かなり狭いところに無理やりはめたような印象を持ってしまうんですけど、この面積の4200平米というのは、今後計画を進めていく中で、例えば業者に対してプロポーザルされていくと思うんですが、その場合の面積も4200平米の中に園児数を入れた形で設

計をすると。となると、建物も2階建てにするとか、かなり狭い敷地の中にこれやっていくんではないかなという印象を持ってしまうんですけど、その辺はどうなのでしょう。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長補佐。

○こども教育課長補佐（松橋 守） 公園の占有の関係で、公園の面積は1万4000平米のうち、その30%ということで4200平米が今回の敷地面積というふうな設定になっております。今の佐藤委員さんおっしゃったように、こちらイメージとしてさくらこども園とよつばこども園をはめた状況で見ますと、やはりおっしゃるとおりちょっと圧迫感のあるようなつくり込みになっておりますけども、ただ統合園の園舎につきましては、3月の全協の資料にもお書きさせていただきましたけれども、場所によっては2階建てで、場合によってはピロティ等も活用しまして、駐車スペースをその分圧縮するなり、園舎の面積を圧縮をしまして、園庭を含めた周辺の緑地部分といいますか、その部分を広くとりたいというふう考えております。

済みません、先ほどのさくらこども園の敷地面積ですけれども、こちらにつきましては5491平米になっております。

○委員長（宮澤一照） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） あわせてこれは出入り口はもう新井小学校側の北側というような発想で多分書かれていると思うんですけど、あの道の幅、あそこには歩道ありましたかね、かなり狭い道だと思うんですけど、その辺は対応できるのでしょうか。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長補佐。

○こども教育課長補佐（松橋 守） こちらの市道につきましては、幅員が4メートルで、そこに面しております歩道が総合体育館寄りのほうに1メートルございます。実際に現地のほうも確認をいたしましたけれども、車2台のすれ違いは十分に可能な道路ですので、その部分当然安全には配慮いたしますけれども、すれ違い等は支障ないというふうに考えております。

○委員長（宮澤一照） ほかいらっしゃいませんか。

〔委員長、副委員長と交代〕

○副委員長（阿部幸夫） 宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） 1点だけちょっとお聞きしたいんですけどもね、この選考に当たっての10点でここに決定したというんだけど、その選考の10点ってどこどこどこなんでしょうか、教えてください。

○副委員長（阿部幸夫） こども教育課長補佐。

○こども教育課長補佐（松橋 守） その10カ所につきましては、現在の3園の周辺、それから新井小学校、新井中学校周辺などを候補地として挙げて検討しております。ただ、具体的な場所につきましては、市有地以外の土地もございまして、特に地権者等の了解を得ておらないものですから、またいろいろ影響が考えられますので、細かいところについては差し控えさせていただきたいと思います。

○副委員長（阿部幸夫） 宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） その候補をね、私有地もあるということなんだけれども、実際じゃ私有地だとこれは結構難儀な部分も出てくるということで、ここのところにまず設定されたということだってあると思うんですよ。けれども、そういう中においてね、例えばじゃ私有地も含めてなんだけれども、今例えば道の駅あたりあるじゃないですか、あの辺の選考の過程はあったんでしょうか。

○副委員長（阿部幸夫） こども教育課長補佐。

○こども教育課長補佐（松橋 守） 道の駅の周辺につきましては、そこまでは想定には入れておりませんでした。

○副委員長（阿部幸夫） 宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） この立地適正化計画というのがあるんだけどね、そこから要は補助金等、交付金をいただくということの関係だと思うんだけど、実際今の選定が決定するというけれども、決定はこっちの皆さん方がやられるけれども、そこを利用する人たちがいかに利便性がいいかということをやっぴり考えての判断だと思うんですよ。だから、そのときにね、今道の駅逆側のところ、相当工事していますよね。あの辺だって私はすごく適している部分だと思うんですよ、あの辺真ん中なんだから。ああいうことの選定の基準には全然ならなかったものなんですか、これ。

○副委員長（阿部幸夫） こども教育課長補佐。

○こども教育課長補佐（松橋 守） 今宮澤委員長さんおっしゃるとおり、バイパス等からの利便性というところについても、検討の俎上では上がりました。ただ、その場所につきましては、現在の斐太南保育園というところまでしか我々のほうでは想定しておりませんでした。

○副委員長（阿部幸夫） 宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） だから、その斐太南もそうなんだけれども、それが3つ一緒になるんでしょう、矢代と。だから、あそこの道の駅のとこって真ん中じゃないですか、はっきり言って。違うの、これ。第三と斐太南と、一番利便性私いいところじゃないかなと思うんですよ。真ん中の距離的な部分を考えたって、そういうのの選考過程には私は入るべきだったんじゃないかなというふうに思うんです。決定したというけれども、決定する前にやっぴりある程度の意見を聞くのは、皆さん方の選考段階の方々で決定するという、この後あるんだろうけれども、私はそういうとこすごく重要だと思うんですね。

今私何でそういうことを言うかという、きのう道の駅あるじゃないですか、あの道の駅の夜間に台数ちょっと調べたら38台、下のところね。ただ、新たにまたあそこのところに車が置かれる。でも、38台というのはショップがあるところね、ミサだとか、いろんなところあるところ、あそこの列を見て数数えたら7時半で38台、それで上のところへ行くトラックとか、いろんなのを入れれば、それは五、六十台になるかもしれない。しかし、あそこのところの半分道路18号を挟んで逆側のところにまた今あそこ防災のために駐車場つくっていますよね。あのときに見たときに、あそこにもし保育園とか、ああいうのをちゃんと計画すると、より効果的になる部分もあるんじゃないかなという、そういう選定の意見が私はあってもしかるべきだったと思うんです。何でそういうことをやっぴり言うかという、霜鳥委員のこの質疑のときにこんなぺらぺらしゃべるの大変失礼なんだけれどもね、防災の面においても、やっぴり重要だろうけれども、治安の面というね、あそこ暗くて、やっぴりそういう保育園とか、学校が来ることによって、治安もしっかりするように逆にいい意味も私出てくると思う。だから、その辺含めたやっぴり対応というのは、私今後必要じゃなかったかなというふうに思うんですよ。その辺の意見というのは全くなかったものですか、これ。

○副委員長（阿部幸夫） こども教育課長補佐。

○こども教育課長補佐（松橋 守） 済みません、今おっしゃられた道の駅に関する場所の選定という意見はございませんでした。

○副委員長（阿部幸夫） 宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） この立地適正化計画というのは、中心市街地なんだけど、そこにはこの道の駅のあたりまで、あっちまで大きく判断して入るわけにいかないもんなのかね、これってどうなんです、私不見識な話なんだけど。

○副委員長（阿部幸夫） こども教育課長補佐。

○こども教育課長補佐（松橋 守） 立地適正化計画の計画地につきましては、主要な駅から1キロ以内というふうな

制限がございまして、なもんですから、ちょっと道の駅までは範囲には含まれておりません。

○副委員長（阿部幸夫） 宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） この立地適正化計画というのは、やっぱり町並みの立地を適正にすることと同時に、それからやっぱり活力を生み出すことだと思うんですよ。だからね、その保育園、これを統合することによって活力を生み出すというか、その行き来の人口交流にしてもそうだし、やっぱりそれは中心市街地がメインだと思うんです。ほかの補助金にしても、ほかの計画だって私該当している部分だってあると思うんですよ。このばかりに立地適正化計画にばかり頭の中に入っていて、それだけじゃなくて、違う計画の中に入れることだって私可能じゃないかなと思うんですよ。この立地適正化計画にはめようとするから、何かいろんな無理が出てくるところもあるし、決定もあるんじゃないかと、それ以外の例えば防災に関して一緒にそこのところに入れるだとか、そういうところをいろいろと補助金が必要とするならば、それというのを私計画の中でいろいろと探ることも一つ重要だと思ったんだけど、その辺の見解はなかったでしょうか。

○副委員長（阿部幸夫） こども教育課長補佐。

○こども教育課長補佐（松橋 守） おっしゃるとおり財源につきましては、非常に重要な部分になっておりまして、いろいろな部分を検討したんですけども、残念ながらほかに適正な財源というものが見当たりませんでした。

〔副委員長、委員長と交代〕

○委員長（宮澤一照） じゃ、次に行きますか。

②についてよろしいですか。じゃ、お願いします。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 私のところでは、十分整理してきたつもりなんだけど、いろいろなところへ飛び火をしまして、あっちこっち絡んできていますけども、改めて2番目に、芝生広場に仮に園舎をとということでもって、このイラストといいますかね、写真をいただきました。今もう既にこれだけこういう状態で無理やりここにはめ込むということでもって、ここでの緑地帯、いわゆる広場が非常に少なくなってしまうということになるんですが、そもそもなんですが、この芝生広場をここに設置したときの目的といいますかね、これをまずお聞かせいただけますか。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 芝生広場の設置目的ということですが、当初はですね、総合体育館のオープンにあわせて、屋外での例えばフットサルのようなですね、スポーツ活動の場であったり、あるいは憩いの場であったり、それから災害時にはあちらに屋外テント等も設置する中で、避難所としての活用といったことも考えながら広場を整備したということでございます。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） ですね、ここは屋外でいわゆる憩いの場であったり、それから防災の場合の対応であったりということでもって、多目的広場という位置づけでもって、ここは確保してきたはずなんですね。そういうことを含めた中でもって、若干手狭ではあるんだけど、駐車場がこのような配置になっているということであるんですね。これだけ芝生広場がここに建てることによってなくなってしまふ、そうすると今ほど生涯学習課長が言われたような、その目的の場所というのはただ単純になるという、それでもって終わりという、こういう解釈でいいんですか、それともそういう代替施設をまたほかにもきちんと確保するよと、ロボット公園があるからいいよという、そういう言い方になるのかどうかわかりませんが、その辺の解釈の仕方はどうですか。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長補佐。

○こども教育課長補佐（松橋 守） こちらの芝生広場の代替地というふうなお話かと思うんですけども、この部分に

関しての代替地という部分では、今のところ正確なものはまだ考えておりません。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 担当所管になります生涯学習課長、どうですか。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 直接的にですね、今の芝生広場のかわりのスペースをあの周辺で設けるということは考えておりませんが、例えば今広場で活動されているグラウンドゴルフの皆さんですとか、そういった方々の活動の場としては、総合公園の2期工事というか、2期整備として今後建設課が主体となって公園整備を行いますので、そちらで活動の拠点を移していただくというようなことで今いろいろ協議をさせていただいているということでございます。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） グラウンドゴルフ等々ということで、要するにそういうことをやる目的というのがそれなりきの場所へ行けばそれはできますよと、言うなればこの芝生広場は憩いの場だったはずですよ。何でもできるんだと、ここでもって何をやってもいいしということでもって、ここで時間を過ごすというかね、そういうことができるということでもってグラウンドゴルフなんかもここでやっているけども、本当にグラウンドゴルフをやろうと思えばほかへ行ってしまうよということなんだけども、そういう場所がなくなってしまうということなんです。したがって、その辺の解釈の仕方の問題でね、別にそれはなくなるといえば、それはそれで事済むけども、いわゆる私が言っているのは、こういう芝生広場、要するに憩いの場となるこの広場そのものは、こういう状態でもってなくなってしまうけども、それだけでもって終わりになるのか、あるいはその辺の場所のことについてはまだ考える余地があるのか、その辺の考え方を伺っているんで、ぜひその辺は一言お答えをいただきたい。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長補佐。

○こども教育課長補佐（松橋 守） 今時点では、統合園の園舎の整備の部分を先行しておりまして、芝生広場の代替のところまでにつきましては、今現在検討はしておりません。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） そこが問題だと思うんですよ。それは考えていませんというのがそもそもおかしいんであって、ここへ持ってくるといったときには、先ほど生涯学習課長が答えたようにね、ここの広場そのものはそもそもの目的というのはそういうことでもってつくられたもの、ところが統合園をここにというのは、先ほど来から議論になっていましてね、最良の場所だといったときには、そもそもの目的だったそれそのものはみんなどっかへいっちゃうということになるんですよ。だから、そういう形でじゃなくて、やっぱりここに持ってくるには、ここでの活用されていた、その目的としてつくられていた、ここの代替施設もちゃんと考慮してここに決めるというのが物事を決める順序だろうというふうに思うんですけども、余り利用する人がいないからということでもって、それは後ほど考えるという、こういうことになってしまうだろうというふうに思うんですけどね、けども、そういうもんじゃないでしょうということなんです。さっき課長補佐が答えておられましたけども、要するに財源問題があるから、ここに持ってこないとその財源の対象にならないからということでもってあるだろうというふうに思うんです。ただ、防災面とか、もろもろ後ほどまた議論させていただきますけども、それが無いというのはね、今後考える余地があるということを確認できれば、次のほうへ行きたいと思うんですけども、まずは保育園があって、この芝生広場、緑地帯そのものをまだほかにも考え、検討していくという、こういう余地があるのかどうなのか、そこをお答えいただけますか。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長補佐。

○こども教育課長補佐（松橋 守） その部分につきましては、園舎の配置を決める前にですね、実は利用状況につきましてもしサーチを行いまして、先ほど生涯学習課長のほうからお話のございましたグラウンドゴルフ以外にも、ラジオ体操云々というふうなお話も伺っております。その部分につきましては、グラウンドゴルフの代表の方のほうにもお話は何回かさせていただいております、一定の理解は得ているというふうに理解しております。ただ、その芝生広場そのものの代替につきましては、今後また全体の中で少し検討させていただきたいと思います。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） トータルの考え方になりますが、後で防災の関係へ行ったらまたそこへ行くんだけど、最初に今補佐が答えてくれたような考え方、総務課長から一言確認のお言葉をいただきたいんですが、いかがですか。

○委員長（宮澤一照） 久保田総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 私も詳しいことは承知しておりませんが、現実問題として、あの地域で同規模の芝生広場をつくるというのは、かなり難しいことじゃないかなというふうには認識しています。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 私もそう思います。だから、結局はこの次、後から考えるたってこれはなかなかだろうというふうに思うんです。だから、ここに選定するに当たって、きちんと最初から検討するべきだというふうに思っているわけです。これはもうここに置いておきます。

園舎の関係で、先ほどちょっと既に議論のあったところなんですが、配置はこういう配置で、出入り口についてはもう一度確認させてもらいますけども、出入り口については、どういう形になるか、説明していただけますか。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長補佐。

○こども教育課長補佐（松橋 守） 車自体の入ってくる場所は、先ほどお話ありました市道のほうから入ってくるようになっております。施設そのものの出入り口につきましては、これからプロポーザル等を行いまして決定させていただきますので、今時点ではまだ申し上げようがないというふうに御理解いただきたいと思います。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 面積はいいです。面積は、実際にその中でもっておさまるような形でもってこれから設計して、それが無いということなんだけども、まあまあめ的にはこういう形だよということでのいるわけなんでね、一応建てる場所、場所的にはこの配置だよということでのいいですね。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長補佐。

○こども教育課長補佐（松橋 守） 駐車場の場所等を考えると、おおむねこのような場所になるかと思いますが、細かいところにつきましては、今後決定していくようになります。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） それでね、出入り口の関係なんだけど、さっきちょっと私よく認識していなかったんだけど、小学校側、住宅側、小学校側から入るということですね。そうすると、この道路幅そんなにあるよというわけじゃないんだけど、ほかの次のとこ関連してくるんですけどね、こっちから入るよといって、そうした場合にはどっちにしてもその道路側に駐車場設けているというのはあるんですけども、職員の駐車場、それから送迎の車の扱い、この辺のところもここ絡んでくるんで、ちょっと後でしようと思っていたんですが、先にお聞きします。送迎は、どの範囲の人たちが送迎で、どこからどこまでが通園バスなのか、この辺の考え方はどうなっていますか。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長補佐。

○こども教育課長補佐（松橋 守） 今時点では、基本的には全区域送迎で考えております。ただ、今後保護者の意向

を確認した上で、通園バス等の利用については検討していきたいというふうに考えております。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） じゃ、通園バスじゃなくて、全員送迎を考えるといったときに、じゃ送迎の車というのは、当然のことながら斐太南、矢代は完全に個々の車でなきゃ来れないし、ただ白山町、学校町絡むのかな、の皆さんがどの程度自家用送迎になるのかちょっと想定もつかないとこなんですけども、かなりの車の量になるということだけは想定できますよね。そのときの車の対応というのは、果たしてこれでもってできるのかなという、この疑問もあるんですけど、その辺の考え方がですか。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長補佐。

○こども教育課長補佐（松橋 守） 今想定しておりますのは、保護者用で30台、職員用で20台、その他4台ということで54台を想定しております。この中で賄えるというふうに考えております。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） これね、そんなもんでおさまる。送迎用はそこにとまっているわけじゃなくて、子供を送ってくれば帰っちゃうから、だけども、時間みんなダブるよね、ここへ保育園に来るにしても、帰りなんかましてや一斉ですよ。そういったときの車の台数が30台くらいしか想定していないというのは、果たしてどういうことなのかというふうに私思うんですけども、園児の数との関係で見えたらどんなになります。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長補佐。

○こども教育課長補佐（松橋 守） 今ほどの時間の関係ですけれども、園児のですね、登園時間につきましては、おおむね8時から9時ということで、こちらについてはばらつきがございます。ただ、帰る時間につきましては、16時ぐらいということで、こちらのほうは集中しますので、ある程度の混雑はあるかと思えますけれども、ちなみです、現在最近つくりましたよつばこども園で駐車場の台数が62台、和田にじいろが65台というふうな形でもって対応しているところです。ただ、それぞれのほうが定員が多いですので、それも含めまして54台という総台数でもって考えているところでございます。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 単純にそう言われるけど、登園のときには確かにばらつきがある。退園のときには一斉になる。ほかのこども園との関係で見ると、こうだという話が出るけど、だけど、そこへ通園する子供たちの距離的な問題は果たしてどうなんだろうなというふうに思うんですけども、例えば今遠いところといたら、いわゆる斐太南保育園、それから矢代、ここでの園児数はいかほどでございますか。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長補佐。

○こども教育課長補佐（松橋 守） 30年、本年の4月1日現在の園児数でございますけれども、3園の合計になりますが、おおむね第三保育園の周辺の地域が70人、それから斐太南地域が31人、矢代地域が36人で、それ以外の地域が13人、合計で150人となっております。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） これでもっておさまるかな、迎えに来たときにはね、恐らくこの駐車場おさまらないときには、スポーツ公園といいますかね、こっちのほうの駐車場を御利用くださいという話になるんだろうなというふうに思います。小学校側の道路については、絶対に駐車なんかできない状況、住宅側については歩道を含めると駐車は可能だけでも、ここたしか歩道は仕切りがついていて、絶対にこれは車の入る場所じゃないんでね、それと同時に出入りの関係での通行上の問題ね、例えば30台がどっちから来るのかなというのがあったりして、ここ出入りするんだったら、どんな状況になるかということは想定しているのかなというふうに思ったりするんですけど、帰

りの場合は、少なくともこれ150あったって50を除いて100としても、個々に迎えに来たということになれば100台ですよね。これちょっと想定ができないような状況なんですけど、その辺のシミュレーション的にはどのような理解になっているんですか。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長補佐。

○こども教育課長補佐（松橋 守） 現在整備の終わっております他の園等の様子を見ていけば、その中で時間帯が集中する部分は一部ありますけれども、やりくりできるのではないかというふうに考えております。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 私は甘いと思います。なぜならばなんです。さくらこども園、よつば、それからにじいろ、ここはね、道路状況が違うというのがまず1つ、それからほかの車の通行の関係も違う、どこもですね、ほぼ行きどまりみたいな場所であって、通りすがりのという位置づけでもない、この場所で見えていったときにはね、確かに高校側の道路、ここの道路は車の量も多いし、だけでも、それなりに2車線で車の量も多いしというところで見えていったときにね、皆さんのその考えは非常に甘いんじゃないかなというふうに私は思います。そこでもってパニックにならないようにというのが一つありますけれども、恐らくその時点になってきたら、この小学校側のこの道路は一方通行にしなければならぬんじゃないかなというふうに思うんですけども、その辺のところは議論の対象になったか、考え方としてあるのか、その辺はいかがですか。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長補佐。

○こども教育課長補佐（松橋 守） その一方通行云々というところまでは議論はしておりません。ただ、実態を見ますと、先ほど申し上げましたように夕方の退園時間ですけど、16時から始まりますけども、あとそれ以外にちょっと言葉不足でしたけども、延長保育の子供さんもいらっしゃるというところから、若干の緩和は見込んでいるところでございます。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） そういう考えでいるのなら、そういう考えでそれはいいです。ただ、恐らく交通上の問題でいったら、時間規制の一方通行なんだろうというふうに私は思います。それを避けるためといった場合には、やっぱり通園バスの運行だというふうに思います。通園バスを動かすことによって、駐車場そのものは非常に緩和できるわけですね、そういうものも考えていかなきゃいけないだろうなというふうに思います。

それで、私自身もどこへいっちゃったか、ちょっとあれなんですけども、2番目については、大体そんなところですかね。送迎等は4番目に置いたんですけども、先に関係があって入りました。そんなことでいますんで、2番目についてはとりあえず以上です。

○委員長（宮澤一照） 2番目の質疑でほかの委員何かございますか。

霜鳥委員にちょっとお聞きしたいんですけども、あと3、4、5、6とございますけれども、長いですか。結構ありますか。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 答弁によってわかりません。できるだけ短く。

○委員長（宮澤一照） お昼挟みますか、皆さん方よろしいですか、続けて。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） じゃ、続けます。

2番のこの質疑でほかの委員の方向かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） ございません。じゃ、3番目行ってください、お願いします。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） じゃ、3番目行きます。

地域住民に対する説明なんですけど、先般白山町の皆さんにも説明したけども、特に異論はございませんでしたというのが課長の説明であったんですね。その説明の対象者というのは、どの範囲なのかということなんですけども、白山町の町内会の役員であったり、近隣の住民であったり、それとも保育園の保護者なのか、その辺の位置づけはどうですか。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長補佐。

○こども教育課長補佐（松橋 守） 白山町の方への説明ですけれども、こちらにつきましては、町内会長さんにまず説明をさせていただきました。その上で、例えば説明会の開催、それからこちらのほうからどのような形でもって行いますかというふうな問いかけをしたんですけれども、回覧文書でということでお話がございます、結果しまして、4月20日付で回覧文書を配布しております。なお、第三保育園の保護者につきましては、保護者総会というものを開催をいたしまして、こちらについては、4月の26日に保護者の方に説明をしているところでございます。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） そうすると、地元住民の皆さんには町内会長とは話し合いをしたけども、あとは回覧で済ませていると。そうすると、地域住民の皆さんの意見というのは何も聞いていないと、こういうことでいいですか。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長補佐。

○こども教育課長補佐（松橋 守） 地域住民の方の意見につきましては、町内会長さんに何かありましたら集約のほうをお願いしておりました。結果として、特に意見等はございませんでした。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 恐らくね、回覧文書1通回ってきて、それに対して意見を述べるなんていうのは、まずないだろうと。そもそも回覧文書そのものもどういう位置づけで見ているかというのはね、あるんですよ。今一般的な市の文書が回ってきたって、回覧で来たのは表題だけ見て、ああ、これ関係ないでもっていっちゃうというのが結構あるんですね、果たしてそれでいいのかなというのは私は疑問を抱きます。という形の中でね、例えばなんですけども、白山町の皆さんってね、新井小学校のグラウンド使って運動会やっていますよね、町内のね。そのときの使い勝手がどうなのか、私の知る限りでは、グラウンドの周辺の芝生広場というか、グリーン地帯といいますか、その辺をみんな観覧席にしてのんびりと眺めながらしっかり応援しているという、こういうパターンなんですけども、この図面で見ていったときにね、その場所が今のね、芝生広場のここも十分それ使っていたんですけども、そういう場所がなくなってしまうんですよ。これは説明もなしに回覧文書だけでそういうことを解釈するような人が果たしているのかな、そういう相談事があったのかな、恐らくそういう話はしていないと思います。実際に町内の皆さんが運動会やったりするときに、その場になってちょっとこれではという、こういう話も出るんじゃないかと思うんですけど、その辺のところは町内の皆さんとの話の中に、話題の中に出てきていますか。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長補佐。

○こども教育課長補佐（松橋 守） そのようなお話はうちのほうで伺っておりません。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 地元の皆さんにはね、せめてそういう話はしておくべきじゃないかなというふうに思います。もしそこでもって、いや、地元からそれじゃ困るよと言ったら、この写真の中での赤枠、これは道路側、住宅側のほうと同じようにちょっとばか逃げんきゃいけないのかなというふうに思ったりするんですけどね、その辺のところは今後検討してください。そういう場所はきちんと確保しておくというのがやっぱり必要なことだと思います。そんなところでありますので、3番目はとにかく町内との関係でありますのでね、矢代のほうはもう地元で決

まったことだから、余計なこと言わんで肅々と進めてくださいという地元の声のようですけども、斐太南については、1年延期という形が出てきてね、まだ時間はあるわけですよ。そういうことでもって1年延期になったという時間があるという形の中だから、地元の皆さんとはやっぱりきちんとしたすり合わせをしておいていただきたい。小学校を建てるときだって、あの桜の木でもってあれだけ話題という言い方もちょっとおかしいんですけどね、あったわけですから、そういうのはやるからには万全を尽くすというのが立場だと思いますのでね、それはぜひお願いしておきたい。

3番目については、以上です。

○委員長（宮澤一照） 3番目について、ほかの委員の方向か質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） じゃ、4番目お願いいたします。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 4番目は、もう既に中身的には終わってしまっていて、通り越していますので。

○委員長（宮澤一照） じゃ、5番目。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 5番目行きます。

5番目は、駐車場の関係です。今も送迎用の駐車場の話がありました。しかし、駐車場といったときには、ここはとにかくいろんな施設が密集している場所であって、例えば文化ホールのイベント、アリーナでのイベントというのがあったり、小学校でのイベント等あったり、いろんなイベントがあったりしたときの駐車場は、文化ホールの駐車場、スポーツ広場の駐車場、ここだけということなんですけども、例えば先般ライチョウシンポがあったには、駐車場あっちこっちやりくりした中でもってやっとおさまったと。アリーナについてだって、公式試合を進めていくという方向づけも出されているといったときに、ここ今のこの現状での駐車場そのもの、先ほどもほかの施設での苦情、要望ありませんかと言ったら、生涯学習課長ありませんと、こう言ったけども、イベントやったりしたときには、水夢ランドの常用利用者と言ったらいいのかな、車とめるところなくて、何とかしてほしいんだという声出ているんですよ、課長のとこまで届いていないということなので。そうやってみたときに、果たしてこういうイベント絡みがあったときに、この駐車場そのものについては、ここに保育園が建てられる関係で拡張の余地がなくなってくるんだけど、その辺はどのように考えていますか。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 総合体育館の駐車場の関係ですけど、確かに委員さんおっしゃるようになりますね、大きなスポーツイベントですとか、水夢ランドや文化ホールで同時に催し物があるとかという場合には、この駐車場でおさまらないというのが現実的に年に何回かはございます。そういった場合は、今ほどライチョウシンポのお話もしていただきましたけども、周辺のですね、ふれあい会館あるいは新井高校、けいなん病院等々の駐車場をお借りする中で対応していると。それも指定管理者間で連携をとったりですね、催し物を主催する方と指定管理者と連携をとる中で、そういう対応をしているということでございます。この保育園の利用の関係の駐車場の考え方につきましては、先ほどこども教育課長補佐がお話したとおりでございますし、今その体育館の駐車場をですね、マックスの状態を想定して拡張していくというところまでは、今考えてございません。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 今これからその駐車場云々というのはあるでしょうね。だけども、やっぱり考える余地があるだろう、検討する余地はあるだろうと。今頼りにしているのがけいなん病院の駐車場ですよ。高校もあそこ、それからふれあい会館だって、この辺はこの施設でのイベントのときの範囲内、ただけいなん病院の駐車場といったときにね、ちょっと距離が遠過ぎるというのがあったり、あるいは知らない人が行けないという点があったりい

うのがあるんでね、これは施設管理の関係の中でもって、今後対応していく必要があるだろうというふうに思うのと、先ほども触れましたけども、水夢ランドの常用利用者の皆さんは、イベントがあると自分ちの車を置く場所がないという苦言を言っているんだけども、この辺の対応も考える必要があると思うんですけども、課長どうですか。

○委員長（宮澤一照） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 水夢ランドと通常の利用の方の駐車場がイベントの際になくなってしまおうというような問題については、現在はですね、指定管理者のほうでその大会等を主催する方に対してですね、通常利用者と大会やイベントへの参加者用の駐車スペースと分けると、当日は入り口にそういう誘導のための看板も設置してですね、きちっと通常利用者の駐車場が確保できるような形で対応を行っておりますので、今そういったトラブルというのは少なくなってきているんじゃないかというふうに考えております。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 少なくなってきているというかね、譲っているというのが非常に多いところです。イベント絡みでもってあったときに、この保育園との絡みでもって安全対策はどうかと、保育園は恐らく隔離されるような形でないと安全対策をとれないだろう、それはまさか金網で囲うことはないだろうというふうに思うんですけどもね、その辺のところはどのように考えていますか。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長補佐。

○こども教育課長補佐（松橋 守） 確かにおっしゃるとおり、例えば交通の飛び出しとかの問題もありますし、不審者というふうな事案も場合によってはあるかと思っておりますので、必要な部分につきましては、安全柵等を設置したいというふうに考えております。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 最良の場所だったってこういう問題があるんです。例えばなんですけども、平日対応だったら問題ないと、土・日対応だったらこの保育園の駐車場54台分、これは一緒に貸し出しといいますか、出入り可能にするんですか、しないんですか、その辺はどうですか。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長補佐。

○こども教育課長補佐（松橋 守） 管理といいますか、保安部分等を明確にした中で、場合によっては協議する可能性はあるかと思えます。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 私はね、あべこべだと思っているんです。保育園のところについては、やっぱりきちんとした位置づけの中で供用させないほうがいいんじゃないかな、中身によってというのはあるかもしれませんが。そんなことで、一番心配されるのがイベント絡みがあったりしたときに、保育園の駐車場はこれで十分ですと言っているけども、送迎絡みだって関係してくるよというのがあるわけですね。だから、最悪の条件を想定した中でもってきちんとした対応が必要だといったときに、この出入り口がどうなるかというのが大きく影響してきますんでね、そこは十分に検討を重ねながら今後まだね、対応していかなくちゃいけないというふうに思うんです。一番心配なのは、車の関係もあるけども、園児がここでもってね、遊んでいる、イベントあったりしたときには、人の流れが変わる。ロボット公園へ行ったり来たりだってどうなるかわからない、予定等の関係もある。したがって、当然のことながらそれぞれの予定を確認しながら計画といいますかね、その辺組んでいくことだろうと思うんですけども、そこは安全面でもって気を使い過ぎるというほどの配慮が必要だというふうに思うんでね、この延長された1年間の中で、絶対と言われるくらいな安全対策を考慮していただきたい。必要なことについては、前回のような話じゃなくて、きちんとした対応をやっつけていかなくちゃいけないというふうに思いますのでね、きょうは課長でなくて課長

補佐なんです、とりあえずその決意だけお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長補佐。

○こども教育課長補佐（松橋 守） おっしゃるとおり子供の安全対策というのは、我々も一番重要だというふうに捉えております。そんな中で、今言われたイベントですとか、突発的な部分に備えるということもございますので、近隣施設との連携を図りながら、整備のほうを進めていきたいと思っております。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 5番目、以上で終わります。

○委員長（宮澤一照） 5番目についてですね、ほかの委員の方から何か質疑ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） それでは、最後の6番目の質疑に入りたいと思います。

霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 最後の課題になります。長々議論するつもりはございません。防災面の関係です。

最初に、あの芝生広場をつくられた目的について伺いました。やっぱり防災上というのはね、非常に大事なことでありまして、ふだんは関係ない。しかし、いざといったときにどうなんだという、これがそもそも防災上の備えでありまして、いつも当局からいわゆる課長からというよりも、そちらから言われているような話であります。ここはもう一時避難所の場所であったというのもあるんですけども、今も議論ありましたように、アリーナとか、もろもろのイベントがあったりする、あるいはアリーナは拠点避難所になっている、こういう形で見えていったときに、一時避難所がなくなってしまうだけども、それはそれとして何とかなるんだという、こういう認識でいるのか、仕方ないという認識でいるのか、その辺はいかがですか。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 災害が発生した場合に、拠点避難所へ行く前に一時的に避難する場所ということで、屋根がないようなグラウンドですとかをいろいろ地域の皆さんと相談させていただいております。ことしも洪水の関係で、ハザードマップをつくるに当たって、どこに一時避難していただくかですとか、そこら辺は地元と協議をさせていただいて、ハザードマップをつくっております。ここを一時避難場所としているところは私の記憶ではありません。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 一時避難場所というのは、地域、町内の中で一番集まりやすい場所で、誰もが認識している場所ということでいくわけですね。その場所を変えてということだから、ハザードマップの関係の中でも、いわゆる近隣の町内住民の皆さんに対しても、その辺のところは今後きちんと知らせる必要があるんだろうというふうに思うんですけども、避難所はアリーナがあったり、学校があったり、文化ホールがあったり、もろもろ施設的にはあるし、保育園だってそうなりますよという話はもう既に9月の時点でもうしていますけども、ただ施設、建屋の中へ入る前の段階としての集まる場所、駐車場場所幾らでもあるよと言うかもしれないけども、駐車場は駐車場としてのそれぞれの活用もあったりするから、その一部をかじるにしても、その位置づけというのは明確にしておく必要があるということだと思います。ほかの場所があるからそれでいいよということになれば、それでいいです。ただ、実際に災害があった場合には、あの芝生広場のあそこのところにテントを張って、マンホールトイレ等を設置して活用できるようにという議論もしてきました。施設の中だけということでは対応できる、できないの課題というのは、それぞれの状況の中であり得るわけです。したがって、こういう設置を考えるということもあり得るわけなんです、これで今回はなくなったということでもよろしいですか、あるいはほかにちゃんとそういうこと

を考えますということになりますか、その辺はいかがですか。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 一時避難場所ということでしょうか、先ほど申し上げましたように、私どもの認識では、あそこを一時避難場所として指定はしていないということでございますし、すぐそばに新井小学校のグラウンド、新井高校のグラウンド、それからふれあい会館のところの市民の広場といいますか、そういう一時的に避難できる場所は多々あるというふうに理解をしておりますので、対応はできるというふうに考えております。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） そういう言い方でいいのかなというふうに思ったりするんです。災害の状況によってはということ先ほど言いましたけど、災害の状況によっては今言われたようなところをそのまま十分に使えるのかな、例えばさきほども突然東京で停電がありました。停電があったときに、じゃトイレというのは、それぞれの避難所、例えばね、文化ホールとアリーナが発電機設置でもって対応できるのかな、だけでも、トイレの数がどうなのかといったときに間に合うか、間に合わんか、そういうことも視野に入れておく必要があるんじゃないのかなということなんだけど、そういうのはもう広場があるからそれによしと、仮設トイレ持ってくるからそれによしと、こういう形になっていますか。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 6番の中で、マンホールトイレという活字が書いてありますので、そのことだというふうに理解させていただきます。実は、平成28年度にですね、私どももマンホールトイレの設置が有効だといういろいろな情報がありましたので、先進地のほうを視察をさせていただいたり、検討した経緯はございます。ただ、肝心の下水道管が耐震化されていないという根本的な課題がございまして、地震等で管が破損した場合、対応できないということですか、費用対効果、そこら辺もろもろ考えた中で簡易トイレの備蓄の台数をふやしまして、さらに通常の腰かけるだけの簡易トイレと、それから肘かけつき、体の弱っていらっしゃる方でも使えるようなトイレもある程度備蓄をさせていただいております。おのおの車椅子で使えるテントも含めた目隠しのテントもトイレと同数を確保させていただいておりますし、私どもの考えではマンホールトイレはちょっと現実ではないというのがありますので、簡易トイレを必要台数備蓄させていただくことで対応をさせていただくということで今考えております。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） トイレの関係については、そういうことでわかりました。マンホールトイレは、もう視野に入っていないということですのでよろしいわけですね。防災関係で見えなかったときには、いろんなことが考えられます。そういったときの対応というのは、これちょっと話外れますけども、いつも防災訓練やったりしている関係の中では、きちんとそういう場所のあるところでやっている。しかし、災害時はそういう場所が想定されない状況でもって起こる、そういったときの対応ということになって、やっぱり拠点避難所のあるこの周辺は、みんなが寄ってくる場所なんだよという、こういう関係で見るときに、安全対策を含めた中でもってきちんとした位置づけをしていかんきゃいけない。したがって、この一帯はいろんな形の中でもって活用される場所でもあるし、みんなが寄ってくる場所でもあるし、そういうことを考えた中でもって、やっぱり子供がそこに日常といますかね、日中暮らしていく、小学校も含めてなんですけども、トータル的に安全対策というものを十分に考慮しながら、ぜひ進めていただきたいというふうに思いますし、この保育園の建設絡みについては、逐次情報提供をお願いしておきたいというふうに思います。誰もそうなんですけども、見える見えないというのは、人それぞれによって違ってきます。したがって、行政の視線もありますし、地域の視線もありますし、子供の視点はどうなんだというのもあり

ますし、そういう点でもって情報提供していただきながら、ぜひ進めていっていただきたいなど。この場所に進めるとするのは、私にはちょっと無理があるんですけども、この場所だということになってしまえば安全を十分考慮した中でもってやらざるを得ないというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で終わります。

○委員長（宮澤一照） 最後ですね、6番目なんですけど、何か質疑ございますか。

〔「その他でもいいですか」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） その他でもいいです。

じゃ、その他で。

佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） ちょっと防災のほうへ行っちゃったんで、もう一回保育園のほうに話戻させてもらって、これ4200平米というのは、今後この面積は変えないでいく予定なのか、ちょっと確認だけさせてください。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長補佐。

○こども教育課長補佐（松橋 守） これは、占用面積というところで、もう決められたこの数字しか確保できないということなので、今後変わる予定はございません。

○委員長（宮澤一照） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 正直言って、この芝生広場、傾斜地なんですよ。そういったことを考えると、設計士がどんなふうを考えているか、先ほどピロティエを使った建築もあるというふうに言われたんですけど、西側の道路に面した高さに合わせるのか、アリーナの駐車場のほうの面に合わせているのかで、かなり高さが違ってくると思うんですよ。そうすると、その中において設計の仕方が大幅に違うと思うんですよ。この高さについては、当局側のほうでは指定をしてからプロポーザルされる予定でしょうか。

○委員長（宮澤一照） こども教育課長補佐。

○こども教育課長補佐（松橋 守） 高さについては、資料を渡してありまして、その辺は業者のほうからも検討をお願いしてあるところです。

○委員長（宮澤一照） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） そうすると、業者によってはどの辺の道路との接点が出てくるかというのは変わってくるということで、逆に言えばおもしろいいろんな設計が出るのかなという期待感を持ちながら、それと同時に間違いのない、非常に使いやすい選定をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○委員長（宮澤一照） ほかにないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） 以上で所管事務調査が全て終了いたしました。お疲れさまでした。

所管事務調査の報告については、調査結果報告書を議長に提出いたします。その後本会議最終日に諸般の報告として報告書の写しが配付されることになっております。なお、報告書については、正副委員長に御一任いただきたいと思いますので、御了承願ひします。

これにて所管事務調査を終わります。

閉会中における継続審査（調査）の申し出について

○委員長（宮澤一照） 次に、閉会中の継続審査（調査）の申し出について協議しますので、執行部の皆さんは御退席ください。どうもありがとうございました。

〔執行部退席〕

○委員長（宮澤一照） 引き続き閉会中の継続審査（調査）の申し出についてを議題とします。

閉会中の継続審査（調査）のうち、いわゆる所管事務調査については、委員、執行部側のいずれからも申し出はありませんでした。

お諮りします。閉会中の所管事務調査については、申し出しないということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） 御異議なしと認めます。

よって、閉会中の所管事務調査については、申し出しないことに決定されました。

○委員長（宮澤一照） また、本日予定しておりました日程が全て終了しましたので、これをもちまして総務文教委員会を散会します。どうも御苦勞さまでございました。

散会 午後 0時44分